

古代国府関係史料集(その二)

平
川
南

凡 例

一、この史料集は、既刊「古代国府関係史料集(その一)」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第十集所収、一九八六年三月)の続編である。したがって、史料の収録基準等はすべて史料集(その一)に準ずることとした。

二、本史料集は国府の諸施設に関する基本的な古代文献史料を抄出、収録したものである。

三、本史料集はまず国府に関するあらゆる呼称(国府・国庁・国衙など)およびその関連諸施設に関する史料を収録した。なお、倉・官舎等については、郡・郷と明確に判断できるものを除いて、ここに収録した。

大宰府については、その諸施設のみ、ここに収録した。また、城柵(固有名詞でない)一般および陸奥・出羽両国府の所在した多賀城・秋田城をはじめ、国府との関連性を考慮して鎮守府の置かれた胆沢城などの史料も併せて収録した。

四、史料は書目別に収録し、次の史料については、その配列は編年順とした。

貞観交替式	類聚符宣抄	新抄格勅符抄	別聚符宣抄	政事要略	朝野群載
本朝世紀	扶桑略記				

五、上欄には収録した事項をかかげた。

和暦の上の数字は西暦を示す。

「古代国府関係史料集(その二)」は、(その一)の続きとして、歴史書、法制関係、そして文学関係書を対象として収録することとした。

六、収録した史料の出典は次のとおりである。もととした刊本は比較的普及していると思われるものをもつ

てした。

- 弘仁式(新訂増補国史大系) 延喜式(同上) 延暦交替式(同上) 貞観交替式(同上) 延喜交替式(同上) 類聚符宣抄(同上) 新抄格勅符抄(同上) 別聚符宣抄(同上) 政事要略(同上) 朝野群載(同上) 法曹至要抄(同上) 本朝世紀(同上) 扶桑略記(同上) 菅家文章(日本古典文学大系) 菅家後集(同上) 土佐日記(同上) 将門記(日本思想大系) 大和物語(日本古典文学大系) 源氏物語(同上) 新猿蓑記(日本思想大系) 陸奥話記(同上) 『政事要略』については、(その一)所収の『類聚三代格』、『令義解』との重複を避け、重複史料は再収しなかった。なお、今昔物語・宇治拾遺物語・古事談・康頼宝物集は紙数の関係で収めきれなかったで、今後刊行予定の史料集(その三)に日記類などともに収録することとした。
- 七、次にあげる文献史料は、本史料集に収録すべき該当史料を見い出せなかったものである。
- | | | | | | | | |
|------|-------|--------|-------|-------|------|----|----|
| 歌経標式 | 日本感霊録 | 法曹類林 | 伊勢物語 | 宇津保物語 | 平家物語 | 水鏡 | 大鏡 |
| 落窪物語 | 更級日記 | 和泉式部日記 | 紫式部日記 | 宝物集 | 打聞集 | | |
- 八、本史料集の作成にあたり、筑波大学大学院相曾貴志・早水康雄両氏の助力を得た。

国府

〈主税式〉

弘仁式

〔近江國分寺科〕
五万束。梵釋寺・六百七十六束。修理國府・四万束。

延喜式

〈神祇伊勢太神宮式〉

封戸

當國

千八百卅一烟不合差科五百七十一烟
合差科六百七十三烟〔九〕
百七十烟仁和五年三月十三日官符一代間奉寄
寛平九年九月十一日永奉寄〔九〕

度會郡

多氣郡 三百卅四烟〔九〕

飯高郡卅六戸

三重郡應和二年二月廿三日
奉加二百一烟〔九〕

壹志郡廿八戸

鈴鹿郡十戸

河曲郡卅八戸

諸國

大和國十五戸

伊賀國廿戸

飯野郡

安濃郡卅五戸

天祿四年九月十一日加
奉三百八十九烟〔九〕

桑名郡五戸

員弁郡天應三年八月廿七
日奉加二百烟〔九〕

官舎

志摩國六十六戸

尾張國卅戸

參河國廿戸

遠江國卅戸

右諸國調庸雜物。皆神宮司檢領。依例供用。其當國地租。收納所在官舎。隨事支料。若遭年不登。損田七分已上。免徵租稻。並注帳申送所司。

〈神祇齋宮式頓宮条〉

〔近江國〕国府

凡頓宮者。近江國國府。甲賀。垂水。伊勢國鈴鹿。壹志。捨五所。並國司依例營造。所須稻。近江一万五千束。伊勢二万三千束。鋪設雜器及供給。捨用此內。

〈神祇神名上〉

和泉國六十二座

大一座月次新嘗

小六十一座並官幣

(中略)

府和泉郡廿八座並小

舊府神社歟

旧府

〈太政官式内外印条〉

凡太政官下諸司諸國符。隨事請内外印。其下頒詔書及預官社神。得度還俗。增減官員。遣驛傳使。并下驛鈴。新任國司。并諸司在外国者赴任。五位以上出畿外。出納兵庫器仗。用正

兵庫

税_レ徴_ニ免課役_一。輸_ニ調庸物_一。色。及賜_ニ人官物_一。給_ニ諸國_一者内印。公地封戸雜田_一遷_ニ收穀_一。百姓附_レ籍移_レ貫改_レ。姓。蕃人還國御馬。廢_ニ置郡驛_一。斷罪禁制。放賤從良等類。竝請_ニ内印_一。餘皆外印。諸省請印。下_ニ諸國_一符。亦各准_レ此。民部省符。治部國分僧文。宮内采女符。皆請_ニ内印_一類也。

〈式部式大宰試才条〉

府下
凡日向。大隅。薩摩。壹岐。對馬等國嶋博士醫師者。太宰准_ニ大學典藥生_一試_ニ才補任_一。副_ニ勘籍狀_一言上。省載_ニ季帳_一申_レ官。待_ニ考滿_一叙_ニ内位_一。其遷替以_ニ六年_一爲_レ限。其六國學生。醫生。皆集_ニ府下_一分業教習。

〈女蕃寮式吉祥条〉

国庁
凡諸國起_ニ正月八日_一。迄_ニ二十四日_一。請_ニ部内諸寺僧於國廳_一。修_ニ吉祥悔過_一。國分寺僧專讀_ニ最勝王經_一。不_レ預_ニ此法_一。惣_ニ計七僧法服并布施料物_一。混合准_レ價。平等布施。並用_ニ正稅_一。其供養亦用_ニ正稅_一。竝見_ニ主稅式_一。但太宰觀音寺於_ニ本寺_一修之。其布施法服。准_ニ諸國數_一用_ニ府庫物_一。

〈女蕃寮式国分寺条〉

国庫
凡伊勢國多度神宮寺僧十口。度緣戒牒准_ニ國分寺僧_一。勸_ニ納國庫_一。補替之日。副_ニ解文_一進_レ官。

〈女蕃寮式諸蕃条〉

凡諸蕃使人。將_ニ國信物_一應_ニ入京_一者。待_ニ領客使到_一。其所_レ須馱夫者。領客使委_ニ路次國郡_一。量_ニ獻物多少及客隨身衣物_一。准_レ給迎送。仍令_ニ國別國司一人部_一領人夫_一防_レ援過境。其在_レ路不_レ得_ニ與_レ客交雜_一。亦

当处庫

不得令客與人言語。所經國郡官人。若無事亦不須與客相見。停宿之處。勿聽客浪出入。自餘雜物不須入京者。便留當處庫。還日出與。其往還在路所須馱夫等。不得令致非理勞苦。

〈民部式蕃客儲料条〉

(大宰府)府中館舍

凡大宰府蕃客儲米三千八百册石。若經年致損。便充公用。廻舊收新供事。其修理府中館舍料稻四万束。每年出舉六國。取其息利充用。若利滿一万束者停舉。

〈民部式大宰府仕丁条〉

(大宰府)藏司・稅倉・藥司・匠司・修理器仗所・客館・駅館

凡大宰府充仕丁者。帥卅人。大貳廿人。少貳十二人。大小監各八人。主神。主工。大小典。博士。明法博士。主厨各六人。音博士。陰陽師。醫師。笮師。主船各五人。大唐通事四人。史生。新羅譯語。弩師。儵仗各三人。府衛四人。學授二人。藏司二人。稅倉一人。藥司一人。匠司一人。修理器仗所一人。守客館一人。守辰六人。守驛館一人。儲料廿人。竝准諸國事力。其食皆充庸米。若有仕丁情願酬傭者。竝以黑綿卅斤爲限。不得因此過收。其香椎宮守戶一烟。藥園駝使廿人。主船一百九十七人。厨戶三百九十六(病九)。

〈民部式大宰所進条〉

府家

凡大宰府每年調絹三千疋附貢綿使進之。又隼人調布。除府家三箇年雜用料之外。付使進上。

〈主計式大帳条〉

一 某國司解申預計某年大帳事

国府

國府在某郡。去京若干里

合管郡若干郷若干

合管戸若干欠乘去年若干

(中略)

某郡在國東。去國府若干里

管郷若干

合今年管戸若干欠乘去年若干

戸若干不課欠乘去年若干

(後略)

〈主税式諸国正月読経条〉

国庁

凡諸國自正月八日。至二十四日。請部内諸寺僧於國廳。行吉祥悔過法。物計七僧布施。緇七疋。綿

七屯。調布十四端。法服緇廿疋。綿十四屯。混合准價。平等布施。其布施供養並用正稅。但太宰觀

(大宰府)府庫

世言寺法服布施。並用府庫物。數同諸國例。佛聖供養料稻五百卅七束五把二分。以筑前國正稅

充之。

〈兵部式諸国牧条〉

鴻臚館

凡太宰府定額兵馬廿疋之中十疋。牧馬十疋。並分置鴻臚館。備急速之儲。

〈兵部式諸国器仗条〉

諸国器仗

(中略)

右每年所造具依前件。其様仗者。色別一箇附朝集使進之。但其伊賀。伊豆。飛驒。能登。土佐等國不在進限。筑前。筑後。肥前。肥後。豊前。豊後。日向等國送太宰府。府官勘校貯納府庫。具錄色目。附朝集使申送。

(大宰府)府庫

〈左右馬寮式齋王遷条〉

凡齋王遷野宮日。鞍馬十疋。乳母已下。御厠人以上料。車二兩。寮官二人陪從。其向伊勢者。鞍馬十三疋。迄近江國府。藏人已下。女儒已上料。永充四疋。一疋御馬。自餘女騎料。其鞍官備。若有闕失。隨即補之。

近江國府

〈雜式朝使到国条〉

凡朝使到國。國司不得迎送。各著當色候待國府。但接堺郡司率騎馬子弟四人迎送。服色如常。其充馬子者。五位已上四人。六位已下二人。

国府

〈雜式国司相牒条〉

國司上下相牒式
某事
牒云云。今以狀牒。牒至准狀。故牒

検調物所・国衙
国衙・検調物所

国衙

〔雑式調物使牒条〕

守姓名

年月日

主典位姓名牒

右守在ニ治郡。牒入ニ部内ニ介以下ニ式。若守入ニ部内ニ牒在ニ治郡ニ介以下ニ云。檢調物所牒國衙頭。介以下報云。國衙頭牒ニ上檢調物所案典等。若長官不在者。以介准守。餘官不在。節級相准亦同。年月日下典者史生通之。

檢調物使 牒ニ上國衙頭ニ

某事

牒云云。具錄ニ事狀ニ謹請ニ進止。謹牒

年月日

主典位姓名牒

介姓名

右介入ニ部内ニ牒在ニ治郡ニ守ニ式。掾以下署如令。

延曆交替式

○延曆十七・四・七

太政官符。國司交替付領過限准狀科罪事

官倉

一明法曹司去天平寶字二年九月八日解俸。國司交替。官符到後百廿日內付了歸京。若應過限者。申官請裁。遇此停留。灼然合解。就中。欠負官倉留連不付者。論實是罪人也。知情許容限內無領者。准法是同罪也。新舊兩人並皆有罪。若此之輩同合解官。但實無欠負。拘令解官者。原情可責。罪在新人。准律以故入人罪論。

(中略)

以前。勘解由使奏。謹檢明法曹司案文并前後格勅。或唯科其罪。不論公辭。或偏奪封祿。無論其罪。雖設條例。指歸未明。遇法之徒無知章程。斷罪之官科結有疑。故今明陳格令。顯示科條。謹案考課令云。官人有犯私罪下中。公罪下下。並解見任。即依法合除免官當者。不在考校之限。並奪當年祿。注云。本犯不至除解。而特除解者不徵者。准此而論。遷任國司及新任之人。分付受領過百廿日者。解却見任。并奪俸料。其解任之人。及代之國司過限者。科公事稽留之罪。亦奪俸料。就中欠負官倉留連不付。及知情許容。限內無領者。依法科罪。即徵其贓。但五位以上。未得解由者。一依勅文。重奪位祿食封。其新人拘留。致奪封祿者。以故入人罪論者。被中納言從三位壹志濃王宣。奉勅依奏。

延曆十七年四月七日

官倉

凡欠失官物。并勾獲合徵者。並依本物徵填。其物不可備。及鄉土無者。聽准價直徵送。即身死及配流者。並免徵。凡倉藏及文案孔目。官人交代之日。並相分付。然後放還。若數多不可移動者。據帳分付。

倉蔵

太政官符。大稅者。自今已後。別定_二不動之倉_一。以爲_二國貯之物_一。郡別造_二國郡司等各稅文及倉案。注_二其時定倉_一。後檢_下校欠徵_上。所_二連署_{一人}。

和銅元年閏八月十日

問。據_レ帳分付之物。交替之日若爲處分。

或答。交代分付之日。理_レ須_レ據_レ帳准_二量倉藏_一丈尺与_二容納物實_一。并擬憑竿勘知_レ非_二相錯_一。然後放還。其倉藏丈尺与_二物實_一相錯。事涉_二孤疑_一。而領已訖。若出給之日物數致_レ有_レ欠者。合_レ徵_二後人_一。或答。謂據帳分付者。是直據_二倉藏_一丈尺而已。更無_レ勞_二所納物實_一。然則交代分付之日據帳領訖。若出給之日物數致_レ有_レ欠者。追_二徵前人_一。官判。合_レ徵_二署名_{一人}。依_二後答_一。

今案。兩答各得_二其理_一。何者。交替之日。爲_レ有_レ疑請_レ鎔。既經_二受預_一者。可_レ據_二前答_一。爲_レ無_レ疑不_レ請_レ鎔者。可_レ據_二後說_一。前後_二二義_一。各有_レ所_レ據。是以並存。

(中略)

天平寶字七年三月廿四日

太政官宣。官物欠負及未納物應_二償填_一事。

(中略)

一 動物欠負及欠損事

右物者徵_二當時專當人_一令_二償填_一。

一 不動物欠負及欠損事

委穀之倉

右按正稅帳。依丈尺積高相錯。致物實有欠者。徵當時專當人令填。其丈尺積高並合而後隨事。檢量之日如有欠者。以公廩物令填。即公廩有餘者依例處分。假令。天平勝寶六年。交替之人。關正稅事者以當年公廩填之。不關事者以去年公廩物填之。縱欠物多。當時公廩物少。不得償填者。具狀申官聽裁。但欠損物者。一准動物推徵。

今案。所謂當時。唯指先任也。或說。事發當時者非也。何者。注云。六年交替之人。關正稅事者以當年公廩填之。不關事者以去年公廩物填之故。但丈尺積高並合而後隨事。檢量之日如有欠者。今推尋事意。不可有此理。何者。竿家之術無所不究。丈尺既合。何由有欠。唯思慮之外。非常之事耳。又案。動用不動。欠負欠損。皆令當時專當人填之者。假令有委穀之倉。不勤循背。數年之間。令致濕損。一任國司。主典以上及預事史生應共填。又有長官學史生分頭收納。共署倉牘。後至下盡。所納有欠。史生以上可預其事。如此之類。理須依法作老令填納之。其多少程限及役身折庸等。事具令條。更不煩載。但任中有公廩者。可依祿法之差。若無公廩者。可依法律之差。

一未納物事

右水旱不熟之年出舉雜物。如有未納者。以當時公廩物填納之。以前。被大納言從二位藤原朝臣仲麻呂宣。具件如右。國司宜兼知。自今以後永為恒例。

天平勝寶七年七月五日

府庫

以前。從政之方。法令爲本。守職之道。格式爲先。是以行違故實。向途而迷。事乖舊章。面墮而礙也。今或人私抄古來。勅書官符省例問答等。名曰交替式者。見有數卷。未審誰撰。而聞見互異。趣捨不同。事或既停。卒爾難悟。以此爲政。所失寔多。國吏之迷。莫不由矣。伏惟聖朝。仁逾解網。思跨泣辜。明黜陟於群僚。顯哀貶於庶類。殊量勸解由使。令諸寃屈之徒。憤滿於此。遊辨是非於正理也。然使臣等。聽訟之聰。遙謝往烈。決爭之智。寔闡當年。奉綸旨以屏營。荷重任而戰越。雖盡忠誠於愚管。還懼與奪之有違焉。故今撰集法令格式。應預交替之事者。以類相隨。合易披閱。但其中兼前之格。與法扞扞。指歸未明。并官省處分。未經奏畫。相兼爲例。如此之類。實難擢依。是以至有所論。殊附今案。以決古今之疑滯矣。勒成一軸。名曰撰定交替式。伏望。仰畿内七道朝集使。各寫一本。藏之府庫。庶令諸國遵奉以不失。使司勘據而無疑。謹錄事狀。伏聽天裁。謹以申聞。謹奏。

延曆廿二年二月廿五日

貞觀交替式

勅。諸國正倉如理不造。多有破壞。朽損稅穀。亦就村里借用他倉。自今以後。勤加修蓋。若有怠緩。國郡官人。依法科罪。

天平勝寶元年八月四日

749 ○天平勝寶元・八・四
諸國正倉

820 ○弘仁十一・閏正・卅

官舍

應修理官舍事

庫

右諸司官舍破損不少。覆勘其由。怠在官人。不勤修理。遂致大破。遷代官人解由有煩。大納言正三位兼行左近衛大將陸奧出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣。奉勅。永量其析。隨破修理。未請新司。隨其舍數。樽節請修理析。即每年出舉。割利且用修造。三年之後積利爲本。々即返庫。

弘仁十一年閏正月廿日

822 ○弘仁十三・八・卅五

應徵免前司犯用欠損官物事

官倉

右獄令云。應徵官物者。准直五十端以上。卅日。卅端以上五十日。廿端以上卅日。不滿廿端以下廿日。若無財以備者。官役折庸。其物雜多。限止五年者。被右大臣宣^(冬嗣)。奉勅。諸國司等。遷代之時。受領之日。雜奏欠物之狀。未聞填納之詞。濟政之道。何無終始。宜特加科責。不得更然。但徵物之法。其程差役增加日數。令堪弁備者。凡國司等。不存法令。致此怠。靜言其由。寔須徵。何者。在任之吏。只拘解由。無意徵物。去職之人。自推難填。不更拘。官倉罄空。職此之由。今須交替之日。勘定前司犯用欠負損失之物。隨即徵物。勿更延引。但有執者。待報符到。始立徵限。然令文云。五十端以上百日。既稱以上。無有其限。欠物雜多。其期百日。物則難填。罪則易科。仍加寬恕。隨物增日。五十端以上二百日。一百端以上三百日。二百端以上四百日。三百端以上五百日。四百端以上六百日。五百端以上七百日。不滿五十端以下。自依常例。物填了。乃聽放還。如有習常以致闕怠。科違勅罪。不聽減贖。遷

825○天長二・五・廿七

倉廩

代之官。拘解由。其徵收物數。役身功程。每年附稅帳使言上。

弘仁十三年八月廿五日

未得解由。内外官人犯用借貸依法斷罪事

右勘解由使起請解。太政官延曆四年七月廿四日騰勅府解。夫正稅者。國家之資。水旱之儲也。而比年國司苟貪利潤。費用者衆。官物減耗。倉廩不實。贓此之由。自今以後。嚴加禁止。其國司如有一人犯用。餘官同坐。並解見任。永不叙用。贓物令共填納。遙相檢察。勿爲違犯。又交替式云。欠負官倉。番連不付。及知情許容。限內無領者。依法斷罪。即徵其贓者。今檢格式。犯用之輩。事發之日。即須論罪。而頃年之間。偏拘解由。不論其罪。事涉疎漏。違犯不絕。大槩由斯。望請。内外諸司。所申不與解由狀內。若有借貸犯用之徒者。錄下刑官。令斷其罪者。左大臣宣。奉勅依請。其且徵物役身。亦依太政官弘仁十三年八月廿五日符行之。又不與解由狀。或皆名交替欠。不顯欠失細由。事涉諂詐。科附乖實。宜欠損犯用色目具載申之。不得隱漏。

長二〇〇〇年五月廿七日

825○天長二・五・廿七

官舍・正倉

定官舍雜物破損大小事

右勘解由使起請解。太政官弘仁四年九月廿三日騰勅符解。諸國官舍正倉器仗池堰國分寺神社等類。隨

835 ○承和八・十・十九

官舎・正倉

破損修理。各立條例。至有闕意。「物」拘以解由。今聞。前後國司交替之日。檢按破損。載不
 与解由狀及交替帳等言上。因茲厥後。舊人者綠無其勢。不堪修造。新司者稱非已怠。弃而不
 顧。稍經年月。亦致大損。此之爲弊。不可勝言。自今以後。交替之日。所有破損。宜令後
 任早加修造。其析者作差。割留前司主典以上公解充之。如無公解者。徵用私物。仍待修理
 訖乃許解由者。今檢此符。直稱徵修理析。不顯破損大小。曰斯内外百官遷替之日。雖是小
 破。猶拘解由。夫物非金石。未能無損。一向拘留。事恐刻薄。望請。中破以上依格徵析。小
 損之色。後任相兼。以徭修理。不勞言上者。左大臣宣。奉勅。依請。

天長二年五月廿七日

應早修造前司時破損雜物事

右去弘仁四年九月廿三日下五畿内七道諸國騰勅符。官舎正倉器仗池堰國分寺神社等類。隨破損
 修理。各立條例。至有闕意。拘以解由。今聞。前後國司交替之日。檢按破損。載不與解由狀及
 交替帳等言上。曰茲厥後。舊人者綠無其勢。不堪修造。新司者稱非已怠。弃而不顧。稍經
 年月亦致大損。此之爲弊不可勝言。自今以後。交替之日。所有破損。宜令後司早加修造。
 其析者作差。割留前司主典以上公解充之。如無公解者。徵用私物。仍待修理訖乃許解由。
 又郡司之職檢察所部。郡中破損。須勤修理。若有破損不勤修理者。作差徵物。亦同國司。
 案天長二年五月廿七日符。中破以上依格徵析。少損之色。以徭修理者。今被右大臣宣。或

官倉

官舍

大宰府統命院

倉

國宰等言「上不与解由狀」之後。寄事報符遲下。不勞任中早修。因茲中破者。便爲大破。百功者殆及千功。又國內之僑。國司所行。而偏弃前時之事。還取當時之煩。論乎吏道。甚乖公平。斯則稽違格旨。不愼條例之所致。宜甲時破損乙即修竟。不得以乙之意轉於丙。若猶不勤。更倍破損。新物乙即出之。又郡司出析者。准郡內破損者。諸國承知依宣行之。立以爲例。

養和八年十月十九日

延喜交替式

凡遷任國司。及新任之人。分付受領。過百廿日者。解却見任。并奪俸析。其解任之人。及代之國司過限者。科公事稽留之罪。亦奪俸析。就中欠負官倉。留連不付。及知情許容。限內無領者。依法科罪。即徵其贓。謂。罪科前後之吏。贓徵欠負之人。但實無欠負物。令解官。及致奪封祿者。罪在訴人。准律以故入人罪論之。

凡公文官舍公廨等。年終作帳申官。自餘雜官物。可預解由色亦准此。

凡大宰府續命院令監典一人。及觀音寺講師。勾當其事。相替日責解由。

凡正稅者。別定不動之倉。以爲國貯之物。郡別造。國郡司等。各稅文及倉案。注其人時定倉。後檢校

連署人。

倉藏

倉藏

稻倉

倉藏

倉・藏

本倉

倉藏

官倉・本倉

倉

庫

諸國官舍・正倉

凡倉藏及文案孔目。・官人交替之日。並相分付。然後放還。若數多不可移動者。據帳分付。據帳。謂據竿勘分付。所謂。竿勘者。准量倉藏丈尺與委穀積高。而勘定之稱也。其丈尺積高相錯所致之欠。令當時人填償之。

凡竿計法。委穀經二十年以上者。以二千七百寸為斛法。縮并新委不經年者。以二千八百寸為斛法。粟穀者。以二千九百寸為斛法。但有底數稻倉者。除高五寸為委穀之積。

凡倉藏貯積雜物。應出給者。先盡遠年。其有不任久貯。及故弊者。申官酌量處分。凡倉出給者。每出一倉盡。乘者附帳。欠者隨事懲罰。藏亦准此。動用穀類。交替之日並通計。唯別色之物者。不許通計也。

凡諸國所收官物。依帳收納。甲乙之郡不許通計。若本倉相違。准狀科處。其年中雜用。亦准所收納數。彼此通用之。不得輒逐便部。全充一處。但交替日聽通計。

凡倉藏受納。於後出給。若有欠者。均徵給納之人。已經分付徵後人。有乘附帳申官。均徵。謂出給之人。若有數人共收數人共出。中分其物。各依祿法之差。但國司郡司中分共填之。又若无公解者。國司須依法律之差。

凡欠負官倉應徵者。若分付欠損之後。未離任者。納本倉。已去任者。聽於後任及本貫便納。其隱截及佩用。不限在任去任。皆納於京。畿內欠損停填外國。

凡官稻收納。不得輕惡。進稅帳日。不問顯穀。倉別署主當官人名。其史生預事有失。科罪亦同。

凡內外田圖及庫內先有墾田籍者常留。

凡諸國官舍正倉。器仗池堰。國分寺神社等類。交替之日。所有破損。令後任加修造。其新者。

諸国正倉

官倉

国司官倉・庫

官倉

官倉

庫

作老割留前司主典已上公廩充之。如無公廩者。徵用私物。仍待修理。訖乃許解由。但中破以上徵斫。少損之色。後任相承以徭修理。其甲時破損。乙即修竟。不得以乙之怠轉傳於丙。若猶不勤。更倍破損。斫物乙即出之。驛家准此。又郡中破損。郡司作老徵斫物。亦同國司。勸郡中破損。則國司郡司中分其斫物各作差出之。

凡諸国正倉。勸加修蓋。若有破壞朽損稅穀。國郡官人依法科罪。

凡諸国具錄年中修理官倉之數。付朝集使。每年奏聞。國分二寺亦准此。

凡諸国司官倉。永量修理斫。隨破修理。即每年出舉。割利且用修造。三年之後。積利爲本。即返庫。

凡定官倉破損大小。惣計一屋。以爲十分。四分以下爲少破。五六分爲中破。七分以上爲大破。器仗戎具等亦准此。但濬池堰堤者。支度功程。不滿五百功。即爲小破。並申官之日。具錄破損色目。至于不錄。即爲全物。

凡國郡官司。親自巡觀。修固池堰。催勸科農。若有田不耕。無力不營。以救急義倉等斫廩給之。猶有不足。量償營斫。令勤耕時。秋收之日先納所償。其雖有田疇。而无入可治。亦以公力營種。所獲稻者。全納官倉。

凡在庫器仗。有不任者。當處長官。驗實具狀申官。隨狀處分除毀。其鑽叉袍幡弦麻之類。即充當處修理軍器用。在京庫者。送兵部。任充公用。若弄掌不如法。致有損壞者。隨狀推徵。

庫
大宰府庫
大野城
國庫

885 ○仁和元・七・三
鎮守府

944 ○元慶七・十二・十

出羽國勳功所

凡軍器在_レ庫。皆造_二棚台_一安置。色別異_レ所。以_レ時曝涼。交替之日。莫_レ致_二欠損_一。凡大宰府庫并大野城器仗。前後司交替檢定之日。破損之物修理。其修理。前司修理之物。後割交替之次。便即檢納。新司應_二修理_一之_レ新。細選_二尤損之物_一下充。凡國分二寺僧尼度緣戒牒。准_二國司任符_一。續收_二國庫_一。其身死補替之日。隨即進_レ官。

類聚符宣抄

中納言從三位兼左衛門督源朝臣能有宣。奉_レ勅。鎮守府權任官人籤符。宜_レ令_レ注_二替人之姓名_一。自今以後。立為_二恒例_一者。

仁和元年七月三日

大外記大藏善行奉

太政官

史生葛原部廣雄

伴全雄

元慶七年十一月廿六日

右大臣宣。件等^(數多)人。宜_レ俾_レ侍_二勳出羽國勳功所_一者。

同年十二月十日

大外記嶋田惟_上奉

950 ○天曆四・九・十三

太政官符大宰府外印

調綿貳佰屯

(大宰府)府庫

右奉八幡大菩薩宮并香椎廟幣帛使左衛門權佐從五位下藤原朝臣克忠祿析如件。中納言從三位兼行陸奥出羽按察使藤原朝臣在衡宣。奉勅宜以府庫綿給之者。府宜承知依宣行之。符到奉行。

位右少弁

位左少史

天曆四年九月十三日

太政官符出羽國司

980 ○天元三・七・廿三

秋田城

應令介從五位下平朝臣兼忠勤行秋田城務事

右從二位行大納言兼陸奥出羽按察使藤原朝臣爲光宣。奉勅宜差遣彼城。勤行警固。若觸防禦。有所請者。隨狀處分。寄事鎮衛。勿簡國務者。國宜承知依宣行之。符到奉行。

左中弁(輔正)

右大史

天元三年七月廿三日

太政官符陸奥出羽等國司并鎮守府内印

988 ○永延二・二・十三

鎮守府

正二位行大納言兼左近衛大將春宮大夫藤原朝臣朝光

右去正月廿九日兼任陸奥出羽按察使。國府承知。符到奉行。

(陸奥国)国府

弁

史

988 ○永延二・十・五

鎮守府

(陸奥国) 国府

永延二年二月十三日

大政官符陸奥國司并鎮守府内印

從五位・藤原朝臣文條

(上文下脱)

右今月三日任_レ彼府將軍_一畢。國府承知。至即任用。符到奉行。

(在國)
左中弁

永延二年十月五日

左大史

1003 ○長保五・九・三

官舎

備後國司解 申請 官裁事

請_下被_下宣_上於前司正五位下藤原朝臣理明_一勤行交替政上狀

右新司正五位下藤原朝臣寧親。今年正月卅日任。同年六月三日着任。交替之政須_レ早始_一。而前司理明。身在_レ京都。會不_レ赴_レ國。屢雖_レ相催_一。無_レ逗留_一。(放力)曰_レ茲程限欲_レ過。交替不_レ行。官物官舎之類。就_レ誰受領。納官封家之辨。依_レ何勘知。望請 官裁。被_下前司理明_一。勤行交替之例務_一。受_レ領應_レ在之官物_一。仍錄_レ事狀_一。謹請_一 官裁。謹解。

長保五年九月三日

新抄格勅符抄

798 ○延曆十七・十二・廿一

(大宰府)府庫

太政官符 太宰府

一 應納_ニ府庫_一八幡大菩薩封一千四百戸位田百卅町事

右檢_ニ案内_一。去天平勝寶七歲三月廿八日下符_ニ備_一。得_ニ府解_一備。豐前國司解_ニ備_一。宇佐郡司解_ニ備_一。部下百姓津守比刀申云。八幡大神託_レ己宣。吾不_レ領物乎神乃受_レ氏无_レ所用。徒如_レ捨_ニ於山野_一。封戸朝廷返奉。神波常所_レ給神田_{之乃}被_レ給_レ牟者。府遣_レ使覆勘每_レ事得_レ實。仍具_レ狀申送者。官判隨_ニ神教命_一。其封戸調庸及位田。暫充_ニ造神宮寺_一者。自今以後。宜_レ納_ニ府庫_一。依大同三年七月十六日騰勅符神宮司國司當國司等相共出納

延曆十七年十二月廿一日

(大宰府)府庫

799 ○延曆十八・十一・五

太政官符 太宰府

一 八幡大菩薩宮并比咩神封一千四百一十戸

右得_ニ府解_一備。民部省符所_レ載封戸。其數如_レ件。而太政官去年十二月廿一日符_ニ備_一。件封一千四百戸。宜_レ納_ニ府庫_一者。未_レ知省符所_レ載十戸若_ニ爲處分_一者。今檢_ニ案内_一。十戸之封。漏_ニ於官符_一。宜_レ依_ニ省符_一。莫_レ有_ニ減省_一。

一 比咩神封六百一十戸同前一千四百十戸之内

(大宰府)府庫

右同前解備。豊前國司解備。神宮司申云。前件封物。与_レ大井封_レ共納_レ府庫。由_レ是春秋祭祈無_レ物可_レ用者。所_レ申有_レ實。謹請_レ處分_レ者。右大臣宣。奉勅。宜_レ府官檢校割_レ充祭祈。所_レ殘雜物便納_レ神宮。仍即府官_レ宮司相共出納。

延曆十八年十一月五日

別聚符宣抄

946 ○天慶九・三・十三

太政官符隱伎國司

應_レ補_レ檢非違使大初位下伊我部安國_一事

右得_レ彼國去天慶六年十月十四日解_レ備。此國遠離_レ陸地。獨居_レ海嶋。邊要之境。尤可_レ肅清_レ者也。而

因_レ斯所部_一調物難_レ備。國雖_レ加_レ制止。習而不_レ俊。如_レ是之漸。無_レ糺斷_レ之所_レ致也。況乎

官舍_一官物分在_レ別嶋。非常之危不能_レ不_レ慎。謹檢_レ案內。檢_レ正非違。事在_レ要務。而此國檢非違使職。

官舍

未_レ被_レ始置。若不_レ經_レ申請。恐無_レ期_レ補任。今件安國情操廉直。文武相兼。國用擬任。竊堪_レ其職。

望請_レ回_レ准諸國例。被_レ任_レ件職。將_レ令_レ糺_レ部內違濫_レ者。右大臣宣。奉_レ勅依_レ請者。國宜_レ承知依_レ

宣行_レ之。其公廨准_レ壹分_レ給_レ之。符到奉行。

左少弁正五位下兼行文章博士備後權守菅原朝臣在躬 右大史正六位上海宿祢業恒

天慶九年三月十三日

政事要略

752 ○天平勝宝元・八・四
諸国正倉

正倉・屋・官舎

800 ○延曆十九・九・二

官舎

交替式云。勅。諸国正倉。如理不造。多有破壊。朽損稅穀。亦就村里。借用他倉。自今以後。勤加修盖。若有怠緩。國郡官人依法科罪。

天平勝寶元年八月四日

私記云。問。文正倉者。一端所謂欵。屋等亦同哉。答。正倉者。屋倉皆同官舎耳。

交替式云。太政官符。應修理驛家。常令全固。交替國司分明付領事

右被^{〔神主〕}右大臣宣稱。如聞。諸國驛家例多破壞。國郡怠慢。曾不修理。若有蕃客。便損國威。既乖公平。豈合吏道。自今以後。國司存心。常加修理。勿致損壞。交替之日。如有損失。前人造畢。然後放還。事緣勅語。不得闕怠。

延曆十九年九月二日

私記云。問。案上條。於官舎者。國司郡司中分其析物。各作差出之。於驛家者同官舎。國郡司同共作差出析哉。答。於驛家者。可預郡司之由不明。何者。格式无比附回准故。

834 ○承和元・十一・五

旧館・新館

佐渡國三郡百姓等謹解 申請官裁一患狀事

合若干條

一守嗣根爲_レ求_二餘利_一。捨_二舊館_一。而更造_二新館_一之狀

右云云。仍謹請_二官裁_一。

一守嗣根獨貪_二海濱山澤之利_一之狀

右云云。仍謹請_二官裁_一。

以前云云。謹請_二官裁_一。謹解。

兼和元年十一月五日

846 ○承和十三・十・廿七

貞治格云。應_レ行_二諸國佛名懺悔_一事

右內典有_二禮懺之法_一。所_レ以改_レ往脩_レ來。滅_レ惡興_レ善者也。人之在_レ世。恒_レ與_レ罪俱。已_レ因_二三業_一而成_レ過。亦從_二六根_一而致_レ咎。罪相所_レ緣。若干無數。唯應_レ慚愧而陶_レ出我心。豈合_二覆藏而滋_レ漫他魔_一。夫万三千之寶号。二十五之尊名。聽_レ之者塵勞自脫。仰_レ之者煩鄣永除。枯_二暴河之鹿水_一。斫_二羸鏤_一之剛金。大矣哉淨業。不_レ可_レ得而稱。自_二承和初_一。有_レ勅。每_レ到_二年終_一。大內常修_二此法_一。護_レ持_二寶宇_一。饒_レ益黎_レ。雖_二恩情慊切已無_二厚薄_一。而功德霑濡。恐_レ殊_二內外_一。大納言正三位兼行右近衛大將民部卿藤原朝臣良房宣。奉_レ勅宜_レ令_二天下_一一種修行。四方合力。万民共_レ心者。諸國須_レ每年自_二十二月十五日_一迄_二十七日_一三箇日夜。別於_二廳事_一灑掃粧嚴。屈_二部內名德七僧_一。禮_レ懺佛名大乘。凡慈悲爲_二佛性_一。

庁事

856 ○齊衡三・五・廿七

(大宰府)府庫

敬信是道場。宜_レ齋會之間禁_レ制致生_一。長官率_レ僚下_一。盡_レ誠致_レ信。如_レ法祀_レ奉_一。其布施者。三寶穀七斛。衆僧各六斛。供養准_レ例。並用_レ正稅_一。

兼和十三年十月廿七日

『類聚三代格』卷二にあり、史料集(一)に採らず

又云。應_レ勘_レ大宰府所_レ進調庸_レ用度帳_一事

右得_レ民部省解_レ備。主計寮解_レ備。檢_レ案内。去兼和四年。件帳違_レ例始注_レ未進_一。自_レ尔以來。返却不_レ勘。于_レ今十九箇年。而省今年四月十九日符備。太政官去嘉祥三年八月三日符備。得_レ大宰府解_レ備。准_レ例管内諸國調庸。檢_レ收府庫。隨_レ用出充。即修_レ用度帳。副_レ調帳_一進_レ官。所司勘_レ會兩帳。知_レ無_レ未進_一。乃放_レ返抄。因_レ茲雖_レ有_レ未進猶注_レ全數_一。不_レ顧_レ後累_一。唯期_レ事成_一。未進之責。具著_レ格條。府司雖_レ苦_レ催勘。弊民猶致_レ欠逋_一。然則依_レ實言上。允應_レ穩便_一。望請。不_レ獲_レ已所_レ致之未進。即注_レ用度帳_一。濟_レ事之國。且給_レ返抄。謹請_レ官裁_一者。右大臣宣。依_レ請者。須_レ勘_レ年々帳_一申_レ送返抄_一。而仁壽三年以往頻經_レ恩蕩。雖_レ有_レ勘出之責。而無_レ公家之益。望請。始_レ自_レ齊衡元年。將_レ勞_レ勘申_一。但不_レ會_レ赦之色。惣載_レ後年返抄_一。然則勾勘省_レ煩。官物無_レ失者。今依_レ解狀_一。謹請_レ官裁_一者。右大臣宣。依_レ請。但須_レ其用度帳雖_レ注_レ未進_一。猶復勘會。同載_レ返抄_一。若當年未進。來年不_レ究納_一。明年用度帳猶注_レ未進_一者。令_レ移_レ主稅寮_一沒_レ國司公廨_一兼辨_レ備未進_一。一如_レ去年五月十日格_一。

齊衡三年五月廿七日

897 ○寛平九・四・十九

官舎

〔類聚三代格〕卷十二にあり、史料集(一)に採らず

太政官符南海道諸國司。應立令_下後司_一辨濟前司時雜_上條例事

一 國分二寺神社官舎驛家池溝堰堤戎具器仗條

右勘解由使奏狀_一。謹檢仁_一和四年七月廿三日格_一。得_一太宰大貳從四位上藤原朝臣保則解_一。管内諸國。調庸未進。租稅未納。及所司勘出。種々雜怠。觸_レ類繁多。前司分付之日。後司具注_一不_レ與解由

狀_一言上。勘解由使勘判云。前司同任後任相共辨濟。待_レ了放還者。而諸國凋殘。百姓衰弊。當時庶務

尙難_一營辦。往年雜怠何暇_一究成。望請。諸國司。若有_一任中雜務辨濟无_レ闕者。特寬_一以往之意。勿_レ令

拘_一絆其身者。左大臣宣。奉_レ勅依_レ請。自餘諸國。亦宜_レ准_レ此者。今謹案_一交替式云。勘解由使

起請_一。弘仁四年九月廿三日騰勅符_一。諸國官舎正倉器仗等。隨_一破損_一修理。各立_一條例。交替之

官舎・正倉
弘仁四・九・廿三符
は史料集(一)六六頁

日。檢_一校破損_一。載_一不_レ與解由狀_一言上。舊人者緣_一无_レ其勢_一不堪_一修造。新司者称_一非_一已怠_一弃而不_レ

顧。稍經_一年月_一弥致_一大損_一。自今以後。交替之日。所_一有_一破損。宜_レ令_下後任_一早加_一修造。其料者作_レ

老割_一留前司主典已上公廩_一充_レ之。如无_一公廩_一者徵_一用私物_一者。望請。中破已上隨_一格徵_一斫。小破之

(中略)

官舎

今檢_一諸國言上_一不_レ與前司解由狀_一。官舎驛家器仗戎具破損无_レ實之色。多少雖_一殊无_一國不_レ有。凡仁和

格出之後。官物失者衆矣。何者無_レ實者。物負_一前司_一无_レ煩_一後任_一。破損者。无_レ所_一轉付_一誰能辨濟。

官舎

如此之事。若爲處分者。中納言兼右近衛大將從三位行春宮大夫藤原朝臣時平宣。奉勅。前件雜
怠。載不与前司解由狀言上。厥後舊人无勢修理。新司弃而不顧。彼此不勤。誰能濟事。仍
兼和八年十月十九日類下嚴制。甲時破損乙時不修。拘其解由以懲將來。然而徒有科責之名。曾
无辨濟之實。何則弘仁格稱。中破以上前司輸斫。後任修理。兼和符稱。前司破損。後吏修理。爰後
任依格徵斫。前司曾无填進。既无斫物。何以修理。今須言上不与解由狀後。新司具注支度
申請正稅。若无正稅不動斫者。省除不急之例用。修造有要之官舎。不得稽延以致倍損。莫
必待不与狀之報符。徵官物之日限。縱新司修理辨濟无闕。若前司不輸斫物。猶拘解由。

寬平九年四月十九日

871 ○貞觀十三

筑後 紀宗守

国府院

又云。破損者。只注破品。不錄損色。依式爲全。但至无材木。事涉姦僞。須令前司同任
及郡司修填。驛家見依格行。之。遭大風所損。只須見任重申府聽裁。其國府院无實破
損。不可責郡司。

貞觀十三年判

902 ○延喜二・三・十三

官舎・正倉

應依式修造前司時破損官舎驛家器仗池堰國分一寺神社事

右交替式稱。交替之日所有官舎正倉器仗池堰國分寺神社中破以上。及溝池堰堤五百功以上者。後任

官舎

加_レ修造。其料者徵_レ前司。待_レ修理訖。乃許_レ解由者。而太政官寬平九年四月十九日符備。今須_レ交替之日。所_レ有損物言_レ上不_レ与解由狀_レ後。新司具注_レ支度。申_レ請_レ正稅。若无_レ正稅不動穀_レ者。省_レ除不急之例用。修_レ造有要之官舎_レ者。左大臣宣_レ奉_レ勅。宜_レ改_レ寬平符_レ依_レ交替式_レ行_レ者。諸國兼知依_レ宣行_レ之。

延喜二年三月十三日

930 ○延長八・四・一

官舎

勘申内外諸司官舎无_レ實會_レ赦否事
去二月廿四日詔書備。今日味爽以前。大辟以下。罪无_レ輕重_レ悉從_レ免。但犯八虐。故敏謀敏。私鑄錢。強竊_レ二盜。常赦所不免者。不_レ在_レ免限_レ者。

詐僞律云。詐_レ欺官私_レ以取_レ財物_レ者。准_レ盜論。注云。詐欺百端皆是。若監主詐取_レ者。自依_レ盜法。延曆四年七月廿四日格云。其國司如有_レ一人犯用_レ。餘官同坐。贓物令_レ共填納。不_レ在_レ免_レ死逢_レ赦_レ放_レ之限。

天長二年五月廿七日格備。内外諸司所_レ不_レ与解由狀。或皆_レ名_レ交替欠。不_レ顯_レ欠失細由。事涉_レ諂詐_レ科附_レ料附_レ乖_レ實。宜_レ欠損犯用色目具錄載申。不_レ得_レ隱漏。

大同四年十一月十三日格云。在京諸司紛_レ失公文。不_レ檢_レ孔目。或館舎破損。或公解欠失。自今以後。遷替之人宜_レ責_レ解由。其件三色之物分付受領過限等類。准_レ狀科_レ罪。一同_レ國司。

勘解由使勘例云。今檢_レ件官舎无_レ實破損等。未_レ修之怠。前司會_レ赦。須_レ見任以_レ其料物_レ修理。若其

933 ○承平三年

倉

新物遂无_レ實者。申_コ請料_ニ修理。莫_レ拘_ニ前司。无_レ實者。失由不_レ明。事涉_ニ盜詐。湏_レ令_レ前司同任吏及主守人等_ニ修墳。待_レ畢放還。
私案。件勘判存_ニ上件格律意。先爲_ニ國司_一所_ニ勘判_一也。諸司欠損。依_ニ大同格_一責_ニ其犯失_一。亦同_ニ國司_一。然則所_レ謂无實。若不_レ顯_ニ欠失細由_一者。尤是失由不_レ明之色也。恩蕩難_レ及。但顯_ニ細由_一者。既指_ニ失由_一。不_ニ造立_一怠。事在_ニ恩前_一。湏_レ見_レ任量_ニ其要否_一。申_レ官造除。仍勘申。

延長八年四月一日

主計助兼明法博士惟宗公方依_ニ官宣_一勘申

丹波 使諸兄

非常赦判云。无_レ實者。失由不_レ明。然而前司卒去。同任會_レ赦。湏_レ見_レ任相兼。不_レ論_ニ前後_一量_ニ其要否_一。申_レ官修除。燒亡倉。如_ニ執狀_一。院守丹波本見_ニ姦犯_一。倉稻所_ニ放火_一也。故犯之罪。其科不_レ輕。然而犯人死去。彼時之吏。適經_ニ鴻恩_一。湏_ニ見_レ任相兼。申_レ官請_レ新修造。

兼平三年判

934 ○承平四年

國庫

伊賀 前司源昭

又云。失由不_レ明。事涉_ニ盜犯_一。湏_レ顯_ニ前司所_レ填差分_一。其遺者令_レ彼同任吏郡司主守人等_ニ填償_一。若在_ニ國庫_一欠失者。不_レ可_レ責_ニ郡司_一。破損者。或不_レ注_ニ損色_一。依_レ式爲_レ全。或雖_レ注而是少破也。見任以_レ修修理。

承平四年判

938 ○天慶元

甲斐 藤望紅

国府院

常赦判云。无_レ實者。失由不_レ明。事涉_ニ盜犯_一。須_レ令_下前司同任及郡司主守人等_一修填_上。待_レ了放還。但
國府院者。莫_レ責_ニ郡司_一。破損者。中破以上。怠在_ニ恩前_一。須_レ見任_相兼。中破以上申_レ官請_レ料。少破者
以_レ徭修理_上。莫_レ拘_ニ前司_一。

天慶元年判

947 ○天曆元・閏七・廿三

太政官符東海東山北陸山陰山陽南海道諸國司

應_ニ調庸合期進納兼令_ニ精好_一事

(中 略)

今檢_ニ案內_一。前格後符。炯誠重疊。過而重過。難改_ニ古弊_一。凡_一調庸使者。物之与_レ帳同領入京。式
條已存。而近年以來。諸國之司。有_レ置_レ弁濟使_上者。非_ニ公家之所_レ知。納_ニ官物於其所_一。成_ニ私計於其
中_一。頽風一扇。利門爭開。調使空帶_ニ此處之号_一。公物多失_ニ奔競之間_一。成_ニ返抄_一之時。合_ニ計於在下史
生_一。補_ニ欠缺_一之日。矯_ニ事於愚暗綱丁_一。府庫爲_レ之空虛。公用依_レ其闕乏。又因幡但馬等國。纔貢_ニ土產_一。
不_レ依_ニ蠶蟹之縷_一。交_ニ織野草之皮_一。徒有_ニ貢進之名_一。不_レ中_ニ公私之用_一。惣是牧宰不_レ加_ニ督察_一之所_レ致
也。循良之寄。委任已深。營_レ公於_レ私何乏之有。左大臣宣_上。奉_レ勅。重加_ニ下知_一。貢調庸使必令_ニ精

○

官舎

好。物之与_レ帳合期入京。一如_二式條_一。龜悪違期科責之法。依_二延長五年十二月十三日符_一行之。偏慣_二網目之疎_一。莫_レ忽_二逆鱗之害_一。又私置_二弁濟使_一。一切停止者。諸國兼知。依_レ宣行之。符到奉行。

左中弁大江朝臣朝綱

左大史海宿祢業恒

天曆元年閏七月廿三日

勘解由使勘判抄

一官舎事

无赦判云。中破以上。令_二前司同任_一輸料。後_二任修理_一。待_レ了放還。少破見任以_レ徭修理。檢官_二舎破損_一使還去之後更倍損例判云。前司_二須任_一使等支度帳。申_二請料_一修理。而延怠更致_二倍毀_一。仍_二須使等帳所_一定者。見_レ任請_二祈修理_一。所_二倍損_一者。令_二前司并同任_一輸料。見_レ任修理。待_レ了放還。

朝野群載

905 ○延喜五・七・廿一

法皇辞_二封戸_一書

紀家作

手詔再到。不_レ許_レ所_レ辞。驚而又悶。欲_レ罷不能。凡出家本意。爲_レ避_二塵機_一。如食_二公封_一。何断_二俗累_一。始在_二揖讓之間_一。事_二捨排脫_一。將_二損_一一毛_一以益_二万分_一。丹棘如_レ旧。白榆數遷。更有_二何意_一。可_レ改_二初懷_一。彼清和故事。与_レ今不_レ同。雖_レ云入_二不二之門_一。而猶居_二上九之位_一。奉_レ充_二御封_一。理實宜。然至_レ如_二小

府庫

僧。長拋尊号。不知不識。何典之從。又季世之衰。隨日而至。民俗厚薄。府庫盈虛。豈與貞觀之代。得同日而論乎。夫幽栖之謀。虛閑爲業。三衣一鉢之外。受民貢而何爲。若徑松扉之中。領邑租。而安納。若秋風山嵐寒則臨時可望御府之衣。若曉爐烟絕則計日將乞公家之食。帝王既在。未敢謂貧。寧不喜南院之志乎。只爲遂西方之念也。願早收綸旨。莫繫小僧虛舟之心。

延喜五年七月廿一日

(卷二)

965 ○康保二・五・廿五

鎮守府

任鎮守府兼仗

太政官符 陸奥國司并鎮守府

正六位上文屋真人季延

正六位上道公方行

右去四月十九日。任鎮守府將軍從五位下源朝臣信孝兼仗畢。國府宜承知。符到奉行。

右中辨源朝臣保光

左少史吉志宿禰

康保二年五月廿五日

(卷二十二)

986 ○寛和二・十一・廿

仰書

送勸學院

国府

被_レ太政大臣宣_レ傳。備前國鹿田庄者。任_レ度々官符旨_レ召_レ國司寄人等。殊被_レ苛責_レ之由。度々言上。仍去年十二月爲_レ聞_レ其實否。差_レ左京大屬眞髮部久鑿。下_レ遣彼國。爰理兼朝臣竊以上洛。多注_レ無實_レ經_レ奏聞。公家偏任_レ國解文。解_レ却久鑿所_レ帶官。又被_レ下_レ可_レ追_レ捕庄司等。宣旨。理兼朝臣逐電歸_レ國。召_レ集數百人兵。去月廿五日亂_レ入庄内。捕_レ縛久鑿并庄司等。打_レ開庄倉。下_レ取地子米三百廿石。運納遷替訖。捉_レ拐久鑿及庄司等。歸_レ向國府。令_レ拷_レ掠庄司。又損_レ亡庄司寄人等居宅三百餘烟。搜_レ取内財雜物。并運_レ取庄司近江掾下野守眞宅内財物_レ之後。放_レ火燒_レ亡其宅_レ已了。件庄氏之長者。代々傳知。以_レ其應輸。充_レ用大原野_二季祭饗_一。與福寺長講法花兩會祈。而庄家悉亡。舊貫欲_レ絶。佛神例用物可_レ闕怠。理兼朝臣猥參_レ氏族之末交。是破_レ祖宗之本志。已類_レ木中之蠹。何踏_レ庙前之塵。本系取_レ氏。又除_レ其名。莫_レ令_レ預_レ參氏喪。是與_レ氏諸卿。僉議所_レ定也。須_レ傳_レ後代。懲_レ彼不義_レ者。

寛和二年十一月廿日

別當民部大丞藤原爲信奉

(卷七)

○寛弘七・七・三

牒 向_レ太宰府_二路次國々郡司驛長等_一

可_レ准擬_レ事

河陽館

牒。去二月十六日。任_レ大貳_レ既畢。以_レ月日_レ出京。可_レ着_レ河陽館。仍可_レ准擬_レ狀如_レ件。路次宜_レ承知。

1015 ○長和四・三・四

衙

國邑

依例准擬。供給雜事。兼從儉約。故牒。

寬弘七年七月三日

從二位行太宰大貳平朝臣親信

(卷二十)

上野國移 武藏國衙

來牒壹紙 被載下可糺定穀倉院藤原
崎庄所領田島四至子細事上

右去二月十九日移。今月二日到來傳云々者。依來移旨。檢舊例。件田島爲管邑樂郡所領。經數代矣。而今號彼庄所領內。可糺定之由。其理難決。仍移送如件。國邑察狀。移到准狀。以移。

長和四年三月四日

(卷二十一)

1019 ○寬仁三・四・十六

擊取刀伊國賊徒狀

大宰府解 申請 官裁事

言上刀伊國賊徒或擊取或逃却狀

右件賊船。五十餘艘。來着對馬島。劫略之由。彼島去月廿八日解狀。今月七日到來。即載在狀言上先了。且整舟船。且興軍兵。警固要害所々。然問壹岐島講師常覺。同七日申時參來申云。合戰

警固所

1025 ○万寿二・五・三

之間。島司及島内人民。皆被_レ致略。常覺獨逃脫者。同日襲_レ來筑前國怡土郡。經_レ志摩早良等郡。奪_レ人物。燒_レ民宅。其賊徒之船。或長十二箇尋。或八九尋。一船之楫。三四十許。所_レ乘五六十人。二三十人。耀_レ刃奔騰。次帶_レ弓矢。負_レ楯者七八十人許。相從如_レ此。一二十隊。登_レ山絕_レ野。斬_レ食馬牛。又屠_レ犬肉。叟嫗兒童。皆悉斬斂。男女怯者。追取載_レ船。四五百人。又所_レ運_レ取穀米之類。不_レ知其數。云々。

(中略)

以前少監大藏朝臣種材。藤原朝臣明範。散位平朝臣爲賢。平朝臣爲忠。前監藤原助高。倭仗大藏光弘。藤原友近等。遣_レ警固所。令_レ相禦。同九日朝。賊船襲來。欲_レ燒_レ警固所。距却之間。奮呼合戰。其間中_レ矢者十餘人。賊徒遂不_レ能_レ前戰。還着_レ能古島。(後略)

(卷二十)

停_レ遣_レ檢交替使_レ官符

太政官符 備前國司

應_レ停_レ遣_レ檢交替使。依_レ前司藤原朝臣景齊受領定數。令_レ同任國司分_レ付受領雜官物事

右得_レ彼國去治安二年十一月廿三日解狀一傳。新司守從四位下行源朝臣經相。治安二年正月廿八日任。同年三月五日着任。依_レ例欲_レ勤_レ行交替政之間。前司權守從四位上藤原朝臣景齊。白地請_レ身暇入_レ京。相_レ待下向_レ之程。同年六月十一日依_レ身病。忽以出家。國內官物。無_レ人_レ分付。徒送_レ年月。方今

官舎

檢諸國之例。可令任用之官人。勤行交替政之由。裁許近在。望請。官裁因准諸國例。令前司同任權介行信等。景齊朝臣受領定數。分付受領國內官物。及神寺官舎等。將備後任之勘會者。右大臣宣奉勅。依請者。國宜承知依宣行之。符到奉行。

右中辨源朝臣

左大史大宅真人

萬壽二年五月三日

(卷二十六)

官廳 勘問申詞記

應德二年四月十四日問注大宰府貢物使田口爲友并藤井國方等申詞記

右問爲友等云。權左中并藤原朝臣公定傳宣。左大臣宣奉勅。件貢物等。去永保二年析也。而綱丁等請預同三年解文之後。空經二ヶ年。今年適以參上。懈緩之甚。責而有餘。宜仰件等使令并申遲參子細者。依實并申如件。

爲友

爲友申云。被召問之旨。理以可然。但件納物等。綱丁被差定之日。即欲請預之處尔。只今府庫仁依無納物天。管內諸國乃未濟物乎相募天。解文遠所成置也。早催徵天可進上之由。前都督毛偏仁貢物所仁被仰置天。入京已了。其後爲友等。爲施使節仁。早催徵天可下預給之由。雖觸申毛。諸國早久依不并濟天。空送年月。回之遲參乃勘發遠爲遁仁。申文遠貢物所仁進上

(大宰府)府庫

貢物所

貢物所

(大宰府)府庫

之日。外題遠所被_レ成給也。子細之旨見_ニ件申文_一利。仍相副天進上。但至于物實_ニ。去年十月之頃。所_ニ請預候_一也。敢使乃非_ニ懈怠_一。是府庫_ニ無_ニ納物_一之故也。只遣_ニ官使_一。被_ニ尋問_一之日。實否其隱不_レ候歟止申。

國方

貢物所

國方申云。遲參之子細爲友申狀仁相同志。但件納物解文遠被_ニ成置_一之日。以_ニ權竿師藤井則國_一。綱所差定_天。解文仁所_レ被_ニ注載_一也。而前都督遷替之_{貢物所留_ニ件國_一天。俄仁國方遠被_ニ差替_一也。仍改_ニ彼解文_一天。國方遠可_レ被_ニ注載_一之由。雖_ニ申請_一毛。前都督加_ニ署判_一天被_ニ請仰_一太留解文也。仍輒難_ニ書改_一志。只以_ニ本解文_一。早可_ニ參上_一之由。貢物所乃依_レ仰天。進徵仕候者也。又遲參乃勘發遠爲_レ遁仁。與_ニ爲友_一連署天。申文遠_{貢物所_ニ進上_一之處仁。外題遠所_ニ成給_一也。子細之旨。詳見_ニ件申文_一利。更國方加懈怠仁不_レ候止申。}}

申

田口爲友

藤井國方

問注

右史生上野則光

(卷六)

○寛治

国庁

仁王會咒願文 甲斐國

淨飯宮裡 得道如來

耆闍窟中

宣說般若

群類皆仰

故曰仁王

衆難盡除

故曰護國

是以新吏

莅境之初

偏仍舊儀

專講此典

玄冬令節

黑月佳辰

洒掃國廳

相擬精舍

懸百佛像

嘔百法師

朝晡二時

讀說兩軸

三寶影響

五力威神

本誓无疑

護持勿捨

風雨調味

稼穡如雲

吏民安寧

隨歡就日

任土之貢

不催目擊

栖畝之糧

不捨空遺

運上調物

往年陪增

任中公文

合期勘畢

修良風化

海內遠聞

昇進光華

天下獨步

湘浪隔垣

葦索空拋

草竊改心

華胥忽化

朝家安穩

河水一清

野村豐饒

山聲數報

天象地類

自實至權

出有爲雲

登无相月

勝利不限

功德有隣

俱濟受流

同到彼岸

寛治 年月

山城國公文所

(卷二十一)

公文所

注進主計寮方所々返抄渡目録

内藏寮壹枚 長治元二長治三年正月十六日返抄白紙連

中宮職壹枚 康和五
長治元 同二年六月□日返抄白紙連

大學寮壹枚 康和五
長治元 同二年十二月廿一日書狀連

二條院壹枚 康和五
長治元 同三年八月十六日書狀連

掃部寮壹枚 康和五
長治元 同三年正月十六日書狀連

穀倉院壹枚 康和五
長治元 同三年正月十六日書狀連

典藥寮壹枚 康和五
長治元 同三年正月廿二日書狀連

修理職壹枚 康和五
長治元 同二年十二月廿七日返抄白紙連

内膳司壹枚 康和五
長治元 同二年十二月五日返抄白紙連

木工寮壹枚 康和五
長治元二 同二年十二月卅日返抄白紙連

兵庫寮壹枚 康和五
長治元 同二年十二月三日書狀連

四條宮壹枚 康和五
長治元 同二年七月廿九日書狀連

齋院壹枚 康和五
長治元二 同二年八月五日書狀連

1107 ○嘉承二・十二

国府

主水司壹枚 康和五
長治元 同年八月 日返抄連

典藥寮壹枚 康和五
長治元 同二年十月五日返抄連

采女司貳枚 康和五
長治元 康和五年□月□日返抄連

神祇官移貳枚 康和五
長治元 長治二年十月七日返抄連

民部省收給壹枚 康和五
長治元 同二年□月□日書狀連

已上貳拾枚

長治三年正月廿二日

政所御下文

攝政右大臣家政所 下伊勢國稻生社并栗眞御庄

可下早任三年來例。且停止彼此非論。且召進濫行下手人上

稻生社四至 限西國府東坂河

限南井手橋南畔

限東白子濱
限北奄藝川曲郡界

栗眞庄四至

限
限

限
限

(卷二十七)

1110 ○天仁三・四・廿六

宰府御館

右以_レ彼御庄解狀。令_レ問_レ社家_レ之所。陳狀云。吉田大明神。依_レ無_レ指封戶田島。敢無_レ守護神民。回_レ茲年來件社爲_レ未社。以_レ其地利。所_レ勤_レ仕時節供祭_レ也。是亦諸社一同之例也。而御庄住人。耕_レ作神田。旁構_レ謀計。猥所_レ押取_レ也。爲_レ觸_レ子細。神民等度々行向之所。助任所從等帶_レ弓箭。去長治三年十一月頃。神人五六人所_レ打損_レ也。件下手人可_レ召進_レ之由。雖_レ被_レ仰下。未_レ被_レ決斷之間。濫行弥甚云々者。早任_レ年來例。停_レ止非論。兼可_レ令_レ召_レ進下手人之狀。所_レ仰如_レ件。社祢宜并庄司等宜承知。依_レ件行_レ之。不_レ可_レ違失。故下。

嘉承二年十二月 日

案主紀

(後略)

(卷七)

宋朝李侁稽首再拜謹言

言上

右。先年宰府御館。見參之日。進_レ獻拙詩數首。一覽有_レ答有_レ和。以爲_レ面目。又爲_レ家寶。侁往歲遭_レ於強盜。竟無_レ裁報。申文一通。經_レ大府。被_レ施行_レ否。唐牌以_レ簇子_レ損_レ進上。幸恕_レ率易。惶恐惶恐。侁頓首再拜謹言。

天仁三年四月二十六日

宋朝李侁申文

進上治部卿殿下政所

館

下向
擇可被_レ赴_コ向任國_ニ雜事日時_ト

出門日時

今月廿七日甲午 時戊辰方角

件日時出行者。以_ニ甲乙日_ニ不_レ可_レ入_レ境。又忌_ニ諸日申酉時_ニ。

進發日時

七月一日戊戌 時卯辰

入境日時

五日壬寅 時巳午

着館日時以_ニ件日時_ニ受_ニ領印鑑_ニ

同日壬寅 時未酉

初造_ニ神寶_ニ日時

六日癸卯 時巳午

奉_ニ幣諸神_ニ日時

廿一日戊午 時辰巳

廿六日癸亥 時巳午

兵庫

初行ニ國務ニ日時以此日時ニ初行ニ交替雜務ニ

廿二日己未 時巳午未

廿七日甲子 時巳未

初開ニ兵庫ニ日時

八月二日戊戌 時巳午

初參ニ國分寺ニ日時

八月甲辰 時巳未

天仁三年六月七日

陰陽助賀茂家榮

鎮西勘文。異ニ此勘文。又隨レ國乗レ船日時勘レ之。又一度進發時。出門進發日時止不レ注之矣。首途日時止注レ之

(卷十五)

1110 天永元・十二・廿

公文所

美濃國公文所

請ニ留進官帳參拾卷ニ支

右主稅濟支造進。請留如レ件。

天永元年十二月廿日

學生惟宗在判

(卷二十七)

1117 ○永久五・十・十三

民部卿家政所下 阿輪田庄

可_レ早任_ニ廳宣_一打_レ定_ニ四至_一勝示庄領事

使太政官史生紀爲忠

国衙

右件四至廣博。爲_ニ國衙_一有_レ訴。又爲_ニ庄家_一。動牢籠出來。仍任_ニ國司廳宣_一。在廳人相共行_ニ向東西南北

国衙

阡陌。且任_ニ本四至_一。且縮_ニ廣博之地_一。庄家并國衙等。共無_ニ後日之訴_一。定_ニ四至_一。打_ニ勝示_一。永注_ニ向後之牢籠_一。可_レ爲_ニ御領_一之狀。所_レ仰如_レ件。敢不_レ可_ニ違失_一。故下。

永久五年十月十三日

案主民部史生藤井

(後略)

(卷七)

1123 ○保安四・十二・七

大宰府

帥大貳寢初府宣

大府宣 大宰府在廳官人等

仰下 三箇條宣

一 神寶勘文宣

右任_ニ代々例_一可_ニ勘進_一之。

一 可_レ勤_ニ行神事_一宣

1129 ○大治四・三
国衙

官舎
都府・官舎

右任恒例殊可致謹慎之勤矣。

一 可修造官舎

右都府之例。爲先官舎之要。官舎之要。既在修造。宜下知諸國司等。早任恒例。令致修造之勤矣。

以前條更。所宜如件。在廳官人等。宜承知將以行之。以宣。

保安四年十二月廿七日

從三位行修理大夫兼都督藤原朝臣〔長實〕

(卷二十)

檢非違使移 山陽南海兩道國衙

欲被令備前守忠盛朝臣擲進海賊

右 院宣稱。如聞者。頃日海路之間。凶賊滋蔓。乘數十艘之船。浮二百里之波。或敏略往反之旅客。或却奪公私之勝載。積惡弥長。宿暴日成。寔惟諸國司等。各憚驍勇。無心捉擲之所致也。宜令忠盛朝臣擲進件輩者。欲被早任院宣。令擲進彼賊徒之狀。依別當宣。移進如件。乞衙察狀。故移。

大治四年三月

正六位上行左衛門尉明法博士中原朝臣明兼
從五位下行左衛門少尉源朝臣輔遠

○送前司館書狀書様

送前司館書狀

某謹言。除目案内。定風聞候歟。御上道何程乎。可然者。於洛下可奉待候。請近將執啓。謹言。

月日

加賀守某

前司御館

謹々上 前司御館

(卷二十二)

○國務条々事書

國務條々事

(中略)

一 境迎事

官人雜仕等。任例來向。或國隨身印鑑參向。或國引卒官人雜仕等參會。其儀式隨土風而已。參著之間。若當惡日者。暫返國廳。吉日領之。

一 擇吉日時入館事

著館日時。在京之間。於陰陽家。令撰定。若卒去交替之時。或改居所可也。

一 著館日。先令奉行任符事

著國之日。先有此事。其儀式。先新司以任符授目。々召史生。令聽覽。々畢長官以下登時

新司館

館

税所・大帳所・朝集所・健兒所・国掌所・政所

官舎
庁事

奉行。

一 受領印鑑一事

擇定吉日。可領印鑑。但領印鑑之日。即令前司奉行任符。乃後領之。又著館日儀式。前司差官人。分付印鑑。其儀前司差次官以下目以上一兩人。令賚印鑑。令參新司館。即官人就座之後。鑑取書生。以御鑑置新司前。其詞云。御鑑進ル。新司無答。或云。答云。與之。

(中略)

一 著館日所々雜人等。申見參事

此日所々雜色人等者進見參。然後一々申之。所謂。税所。大帳所。朝集所。健兒所。國掌所等也。其儀。政所之部卒書生等。列立庭中。一々申其職其位姓名。申訖皆再拜。々訖長官命云。與之。是古說也。今不有此事云々。

(中略)

一 神拜後擇吉日時。初行政事

右神寺。及池溝堰堤官舎修理等。

一 尋常廳事例儀式事

長官著座之後。庶官著訖。但出入之時。各有例道。鑑取御鑑置案上。申云。御鑑進上申寸。長官无答。次又鑑取申開御鑑封由。其詞云。御鑑封開。長官喚史生。々々動座稱唯。長官命云。令出印與。稱唯罷出。其後鑑取以印櫃。居印鑑盤之外。上下隨便。又有國例。即申開印封之由。其詞云。印乃封開久。長官命

雜官舎
官舎
学校・孔子廡堂・国
庁院・厨家

云。開介。鎰取出印。置印盤之上退去。其後隨判捺印。々々之時。以判書帖。置印盤之上。申捺印之由。其詞云。某書若千枚印佐須。長官命云捺印。其詞云。佐世。鎰取稱唯。一々捺之。尋常之儀。大略如此。納印之時。其儀亦同。

(中略)

一 擇吉日。可度雜公文由。牒送前司事

所謂前々司任終。年四度公文土代。交替廻日記。前司任中。四度公文土代。僧尼度緣。戒牒。國

印。倉印。文印。驛鈴。鈎匙。鉄尺。田圖。戶籍。詔書。勅符。官符。省符。譜第圖。風俗記文。

代々勘判。封符。代々不與狀。實錄帳案。交替日記。稅帳。大帳。租帳。出舉帳。調帳。官符帳案。地子帳等合文。諸郡收納帳案等也。自餘公帳。

隨國例耳。次巡檢諸郡備鹽穀類。及雜官舎。五行器等。若有不動穀者。依丈尺商勘之。其

動用穀者。簸棄土石。以實受領。次勘官舎。神社。學校。孔子廡堂。并祭器。國廳院。共郡庫院。驛館。厨家。及諸郡院。別院。驛家。佛像。國分二寺堂塔。經論等。

(後略)

(卷二十二)

法曹至要抄

四十
一 放火事。

官府廢舎

雜律云。故燒官府廢舎及私家舍宅若財物者。徒三年。贓滿五端近流。十五端絞。殺傷人者以故殺傷論。刑部格云。寶龜四年八月廿九日官符云。如有捕獲行火盜賊。勘當得實者。宜示衆格殺〔以脫賊〕懲後惡。

案之。放火之輩依爲死罪。須送刑部省。令決本罪也。奚而使聽之流例。事輕之輩禁政所。事重之者下獄舎。皆依爲散禁。抑於使聽雖有被行之例。猶至于死罪囚者。別當每度可經奏聞也。而近代都無此事。

本朝世紀

938 ○天慶元・八・廿三

(大宰府)府庫

又今日。下太宰府官符一通。於陣座覽上遣參議藤原顯忠朝臣於結政所捺印也。故少監物源與國請取唐人蔣承勲貨物。不返行死去。仍以府庫布准給之狀。

938 ○天慶元・十・八

今日。太政大臣參入職御曹司被定行雜事。大納言平伊望卿着宜陽殿西廂座。召大外記三統公忠。仰云。四品行明親王。去延長五年八月官符傳。件親王。今上親王所定如件者。而所司自延長六年。以件親王爲寬平御後。載巡給簿行來久。不可追改。宜准故雅明親王例。從彼延長六年。爲寬平御後。充其年官者。即書件宣旨。續納已了。又宇佐宮大宮司宇佐是憲叙外從五位下一位

(大宰府)府庫

939 ○天慶二・七・十八

國庫

秋田城

939 ○天慶二・十二・廿九

(國司)館

記。并明日被發遣。同宮奉幣神財使右近少將小野朝臣好古等許。往還。官符一通。并同好古朝臣給。府庫調綿二百屯。官符一通等請。內印。中務輔不參。仍令。右近衛權少將良岑朝臣義方。令請印上。

十八日丁巳。季御讀經竟也。仍親王已下參。八省。結願之間。暴雨忽降。仍差。左少將源朝忠。爲勅使。衆僧給。度者各一人。其後上卿着。宜陽殿。有。內外印事。給。出羽國。官符二枚也。一枚以。國庫納器仗戎具。下。行軍士。可。充。合戰。事。并以。正稅穀。充。給軍糧。事。一枚。弥練。精兵。追。討賊徒。并可。加。譴責於秋田城司介源嘉生朝臣。事。

廿九日乙丑。辰剋。信濃飛驒使到來。仍太政大臣被。參。式御曹司。左大臣已下諸卿參入。太相國左府候。殿上。大納言實賴。卿。着。宜陽殿。開。使奏狀。奏聞。其狀云。平將門等圍。上野介藤尙範。下野前司大中臣定行。新司藤弘雅等館。奪。取印鑑。追。上其身。仍尙範等越。來信乃國。者。爰事出。非常。无。不。騷動。諸卿候。殿上。被。相。議。三箇國固關使。左右馬兵庫寮等勅使。東西要害關々處々警固使事。勅符官符等請。內外印。又前伊与掾藤純友。年來住。彼國。集。黨結。群。行。暴惡。去廿六日虜。備前介藤原子高。已了。与。平將門。合。謀通。心。似。行。此事。仍東西遣。警固使。今夜。太政大臣以下諸卿宿侍。

廿六日壬子。天晴。巳剋。居。住但馬國朝來郡朝來鄉。蔭孫賀茂貞行。爲。彼國進。上凶賊藤原文元。弟

941 ○天慶四・十・廿六

国府

文用等頭_一之使_上到來。申云。今月十八日酉剋許。貞行私宅門。法師二人來着。即述云。欲_レ相_コ逢貞行者。自_ニ垣間_一伺見。件文元等新刺頭也。即出相。先加_ニ從者_{三人}。令_レ宿_ニ居當山寺_一。酒食豐饒勞送。相次貞行罷_コ向彼所_一。靜令_レ述_ニ本意_一。爰文元語云。文元凌_ニ官軍之中_一。尋_ニ來此處_一。以_ニ汝之一願_一。欲_レ遂_ニ我思慮_一。若不_レ忘_レ旧意。相_コ加衣糧數足踏并從者一人。可_レ送_ニ北陸道_一。指_ニ坂東國々_一逝去。若達_ニ本意所_一。汝之恩必以相報云々。貞行一々承諾。且令_レ調_ニ此事_一。而問。左方袴中有_ニ隱兵_一。以_ニ方便伺取_一。得_ニ太刀一柄_一。丑時許。還却中廻_レ計催_ニ發數百之兵_一。明十九日未時圍_ニ捕其室之間_一。文元拔_ニ太刀_一。襲_コ向貞行_一。然而不_レ顧_ニ身命_一。尤庶_ニ成功_一。適射_ニ敏兩人_一。即取_ニ其首_一了。仍注_ニ事由_一。言_ニ上於當國_一。以_ニ廿一日_一罷_ニ着國府_一。請_ニ解文_一參上。但件文元等頭。預_ニ隨兵等_一。留_ニ置於右兵衛馬場_一者。

945 ○天慶八・七・廿六

廿六日庚申。今日。唐人來_ニ着肥前國松浦郡柏嶋_一。仍大宰府言上解文在_レ左。

其文多不_レ載。只取_ニ其大綱_一。

大宰府解申請官裁事

言上大唐吳越船來_ニ着肥前國松浦郡柏嶋_一狀

船壹艘勝_レ載_ニ參仟斛_一。乘人壹佰人交名在_レ別

一船頭蔣袞 二船頭俞仁秀 三船頭張文遇

警固所

右得_ニ管肥前國今月十一日解同日到來_一。管高來郡肥最崎警固所今月五日解狀同月十日亥剋到來云。今月四日^{如本}三冠。件船飛帆自_ニ南海_一俄走來。警調兵士等以_ニ十二艘追船_一。留_ニ肥最崎港嶋浦_一。爰五日寅

鴻臚所

一尅。所司差_レ使者_二問。所_レ送牒狀云。大唐吳越船今月四日到_レ岸。伏請准_レ例速差_二人船_一。引路至_二鴻臚所_一。牒者。送加_二實檢_一。所_レ申有_レ實。仍副_二彼牒狀_一。言上如_レ件者云々。蔣袞申送云。以_二去三月五日_一始離_二本土之岸_一。久_レ滄海云々。

天慶八年六月廿五日

唐人百人交名書在_二辨官_一。

994 ○正曆五・五・十
府中

又此日。從_二大宰府_一言上解文四枚。其中一枚。去年中冬以後至_二于今日_一。疫癘已發。府中不_レ靜。又以官國人民皆欲_二天亡_一。而其灾弥倍。病患未_レ止。遠近路邊。死人滿塞。一枚。肥前守平朝臣維敏去_二三月十三日卒去_一者。一枚。前豐前守藤原朝臣經理去_二正月九日遭_レ喪者。一枚。病患尤盛也。欲_レ被_レ止_二今年相撲人召進事_一者。

母喪而已。

999 ○長保元・三・七

(前略)

大宰府解 申_二請 官裁_一事

言上異瑞狀

一管豐前國京都郡雨_レ米事

副進

彼國解文一枚

同國京都郡解文一枚

府政所

国解庁・府衙

府政所

1103 ○康和五・十・八
西府

1143 ○康治二・七・十九
都府

弥勒寺講師長祐膝狀一枚 雨米一畷

右得_レ彼國去年十二月廿八日解狀_一傳。府政所_レ今月廿五日下午同廿六日亥時到來傳。安樂寺別當住持大
法師令_レ申云。今月上旬。豊前國部内有_二雨米之瑞_一。是則弥勒寺講師長祐法師之所_レ申也者。恠異之事。
不_レ弁_二善惡_一。在地官司須_二早言上_一。而不_レ申_二國解廳及府衙_一。管隸之吏豈可_レ尔乎。仍所_レ仰如_レ件。國
宜狀_レ知在地_一副_二其日記_一早速言上_上。以_二其解文_一。將_レ備_二言上_一者。

(中略)

下_レ知在地京都郡_一之處。得_二彼郡今日解狀_一傳。被_二今月廿八日國符同日午時到來_一傳。依_二府政所今月
廿五日下午文_一。膝_レ送弥勒寺講師長祐_一之處。雨米之瑞在_二京都郡_一者。所_レ仰如_レ件。郡宜承知。且以_二時
日記_一言上。且可_レ進_二件雨米_一者。(後略)

又晚頭。有_二内印事_一。是大宰權帥季仲卿任符紛失由自_二西府_一被_二申上_一之故也。

今日。左大臣召_レ外記_下給大宰府解_一。可_レ勸_レ例者。其狀云。去六月廿一日夜。觀世音寺堂塔廻廊燒
亡。[]寺。是都府之大厦。天智天皇以後。元明天皇以往五代。之聖主相續草創之御願也。五百餘
年之間。奉_レ祈_二國家_一不退靈驗之砌也。但於_レ塔者。康平七年五月十一日燒亡了。中尊丈六金銅阿弥陀
如來像在_二猛火之中_一。尊容無_レ變。昔自_二百濟國_一奉_レ渡_レ之云々。

扶桑略記

897 ○寬平九・七・廿二乙未
秋田城

○・廿二日乙未。有御卜。先是。陸奥國言上安積郡所産女子兒額生一角。角有二目。出羽國言上秋田城甲冑鳴。大極殿豐樂殿上左近大炊屋上鷺集事等也。

(卷二十三裡書)

919 ○延喜十九・五・廿三己丑
官舎
(武藏國)国府

○五月廿三日己丑。武藏國飛驒到來。其狀云。前權介源任運取官物。燒亡官舎。襲來國府。擬攻守高向利春者。

(卷二十四裡書)

940 ○天慶三・十一・廿一
官舎

純友追討記云。伊豫掾藤原純友居住彼國。為海賊首。唯所受性狼戾為宗。不拘礼法。多率人衆。常行南海山陽等國。濫吹為事。暴惡之類聞彼威猛。追從稍多。押取官物。燒亡官舎。以之為其朝暮之勤。遙聞將門謀反之由。亦企亂逆。漸擬上道。比比。東西二京連夜放火。依之男送夜於屋上。女運水於庭中。純友士卒交京洛所致也。於是備前介藤原子高。風聞其事。為奏其旨。天慶二年十二月下旬。相具妻子。自陸上道。純友聞之。將為害子高。令郎侗文元等追及攝津國菟原郡須岐驛。同十二月廿六日壬戌。寅刻。純友郎等等放矢如雨。遂獲子高。即截耳割

(讃岐国)国府

鼻。奪妻將去也。子息等爲賊被殺。公家大驚。下固關使於諸國。且於純友。給教諭官符。兼預榮爵。叙從五位下。而純友野心未改。猾賊弥倍。讃岐國與彼賊軍合戰。大破。中矢死者數百人。介藤原國風軍破。招警固使坂上敏基。竊逃向阿波國也。純友入國府。放火燒亡。取公私財物也。介國風更向淡路國。注於其狀。飛驒言上。經二箇月。招集武勇人。歸讃岐國。相待官軍之到來。于時公家遣追捕使。以右近衛少將小野好古爲長官。以源經基爲次官。以右衛門尉藤原慶幸爲判官。以右衛門志大藏春實爲主典。卽向播磨讃岐等二國。作二百餘艘船。指賊地伊豫國。於。是。純友所儲船號千五百艘。官使未到以前。純友次將藤原恒利。脫賊陣。竊逃來。着國風處。件恒利能知賊徒宿所隱家并海陸兩道通塞案內者也。仍國風置爲指南。副勇悍者。令擊賊。大敗。散如葉。浮海上。且防陸地。絕其便道。且追海上。認其泊處。遭風波難。共失賊所向。相求之間。賊徒到太宰府。更所儲軍士出壁防戰。爲賊被敗。于時賊奪取太宰府累代財物。放火燒府畢。寇賊部內之間。官使好古引率武勇。自陸地行向。慶幸春實等鼓棹。自海上赴。向筑前國博多津。賊即待戰。一舉欲決死生。春實戰酣。裸袒亂髮。取短兵。振呼入賊中。恒利遠保等亦相隨。遂入截得數多賊。々陣更乘船戰之時。官軍入賊船。着火燒船。凶黨遂破。悉就擒殺。所取得賊船八百餘艘。中箭死傷者數百人。恐官軍威入海男女不可勝計。賊徒主伴相共各離散。或亡或降。分散如雲。純友乘扁舟逃歸伊豫國。爲警固使橋遠保被擒。次將等皆國々處々被捕。純友得捕。禁固其身。於獄中死。月日不。追可勸入。

大宰府

壁・府

筑前國、博多津

衙

976 ○天延四・六・十八

(近江国)国府庁・雜屋

1023 ○治安三・十・廿八

(摂津国)国府大渡

○六月十八日。申時。有_二大地震_一。内裡築垣頽。天下舍屋。京洛築垣。皆以頽落。主上爲_レ遷_二幸堀河_一。太政大臣家。立_二數百工部_一。令_二修理_一間。四面築垣忽倒。打_二殺工卅餘人_一。堀_二出十八人_一。又御讀經請僧童子等被_二壓殺_一。崇福寺法華堂南方頽入_二谷底_一。時守_レ堂僧千聖同入_レ谷死。鐘堂顛倒。弥勒堂上岸崩落。居_二堂上_一一大石落。打_二損乾角_一。又近江國分寺大門倒。二王悉碎損。國府廳并雜屋卅餘宇顛倒。關寺大佛悉碎損。霽上已無矣。其後一兩日間。頻震不_レ止。

廿八日。入_二攝津國_一。午時。御_二四天王寺_一。於_二別當權少僧都定基房_一。供_二御膳_一。覽_二佛舍利_一畢。次於_二國府大渡下_一乘_二御船_一。

菅家文章

新月二十韻。(193)

百城秋至後 ひやくじやう あきいた 秋至りて後 のち

三諫月成初 さんまわん つぎな 月成る初め はじめ

碧落煙氣盡 へきらく えんきじん 煙氣盡く

黄昏晝漏餘 くわんこん ちゆうろうあま 晝漏餘る

退衙西顧立 がより しりぞ 退きて西に顧みて立つ

府衙

客舎

尋寺上方居 寺を尋ねて上方に居り
 玉縷風頭畫 玉縷 風頭の畫
 銀泥日脚書 銀泥 日脚の書

(後略)

重陽日府衙小飲。(197)

秋來客思幾紛々 秋よりこのかた 客の思ひの 幾はくか紛紛たる
 况復重陽暮景曛 况復むや 重陽暮の景の曛れむや
 菊遣窺園村老送 菊は園を窺はしめて村老送る
 萸從任土藥丁分 萸は土に任すに従ひて藥丁分つ
 停盃且論輸租法 盃を停めては且く論ふ 租を輸す法
 走筆唯書弁訴文 筆を走せては ただ書く 訴へを弁ふる文
 十八登科初待宴 十八にして登科し 初めて宴に侍りけり
 今年獨對海邊雲 今年は獨りい對ふなり 海の邊なる雲

客舎冬夜。(210)

客舎秋徂到此冬 客舎 秋徂きて此の冬に到る

押衙門

府衙

旅館

舎

空床夜々損顔容

空床 夜夜顔容を損したり

押衙門下寒吹角

押衙門の下 寒くして角を吹く

開法寺中曉驚鐘

開法寺の中 曉にして鐘に驚く

開法寺在二府衙之西

開法寺は府衙の西に在り。

行樂去留邊月砌

行樂の去留は 月砌に邊ふ

詠詩緩急播風松

詠詩の緩急は 風松に播さる

思量世事長開眼

世事を思量りて 長に眼を開けば

不得知音夢裏逢

知音に夢の裏にだにも逢ふこと得ず

同ニ諸小兒、旅館庚申夜、賦ニ靜室寒燈明之詩。(三)

旅人毎夜守三戸

旅人は夜毎に三戸を守る

况對寒燈不臥時

况むや 寒燈に對ひて臥せざる時には

強勸微心雖未死

強ひて微心を勸へて死なずといへども

頻收落淚自爲悲

頻に落淚を收めて 自らに悲しびをなす

舎低應道星穿壁

舎は低くして道はまし 星い壁を穿つかと

山近猶疑雪照帷

山は近くしてなほし疑ふ 雪帷を照すかと

旅亭

四五更來無一事
咲看兒輩學吟詩

四五更よりこのかた 一事すらなし
咲ひて看る 兒が輩の詩を吟ずるを學ぶることを

旅亭

駢策四時此夜窮
旅亭閑處甚寒風
苦思洛下新年事
再到家門一夢中

四時を駢ひ策ちて此の夜窮る
旅亭の閑なる處 甚だ寒き風ふく
苦に思ふ 洛下新年の事
再び家門に到る 一夢の中

旅亭

招客江村歲酒盃
主人多被旅情催
家兒淺酌爭先勸
鄉老多巡罰後來
愁戚去年分手出
笑容今日兩眉開

旅亭歳日、招客同飲。(214)
客を招く 江村歳酒の盃
主人は旅情に催さるることぞ多き
家兒 浅く酌みて争ひて先に勸す
郷老 巡すこと多くして後れ來れるを罰す
愁へて戚む 去年手を分ちて出でにしことを
笑ひて容す 今日兩つの眉開くることを

府衙

欲知倒載非陽醉
舟楫漁竿遺置廻

倒載して陽りに酔へるにあらざること知らまく欲りす
舟楫漁竿遺て置きて廻る

夢ニ字尙貞。

府衙書生、一日頓死。(217)

每看名簡痛相哀
惜汝從公有小才
爲訴妻孥將餓死
應窺太守夢中來

名簡を看るごとに痛びて相哀しぶ
惜むらくは汝の公に従へて小しき才有りしことを
妻孥の餓死せむとするを訴へむがために
太守の夢の中を窺ひて來りしなるべし

衙

春日尋山。(218)

偶得衙頭午後閑
二三里外出尋山
鳥能饒舌溪邊聽
花有亞枝馬上攀
要賞煙蘿占遠入
嫌縈案牘嬾先還

たまたま衙の頭に午後の閑を得て
二三里外に出でて山を尋ねたり
鳥能く饒舌にして溪の邊に聽く
花有るいは枝を亞れて馬の上より攀く
煙蘿を賞せむことを要めて占ひて遠く入る
案牘に縈られむことを嫌ひて嬾くして先づ還る

從初到任心情冷
初め任に到りしより 心情冷しかりしも
被勸春風適破顔
春風に勧められて たまたま破顔す

行春詞。七言廿韻。(219)

欲貌春風不受憎
春風を貌まく欲りするも 憎しみを受けざらまし
周流四望睇先凝
周流四を望みて 睇ること先づ凝す
才愚只合嫌傷錦
才愚にして ただ傷める錦を嫌ふべし
慮短何爲理亂繩
慮 短くして 何爲れぞ亂りたる繩を理めむ

(中略)

事々當資仁義下
事事 仁義の下に資るべし
行々且禱稻梁登
行行 且がつ稻梁の登らむことを禱る
靈祠怪語年高祝
靈しき祠に怪語するは 年高けにたる祝
古寺玄談薦老僧
古き寺に玄談するは 薦老いにたる僧
過雨經營修府庫
雨を過して經營して府庫を修む
臨煙刻鏤弁溝陰
煙に臨みて刻鏤して溝陰を弁ふ
遍開草褥冤囚錄
遍く草の褥を開きて冤囚を録す

府庫
溝陰

駅亭樓

輕舉蒲鞭宿惡懲

輕く蒲の鞭を擧げて宿惡を懲す

尊長思教卑幼順

尊長は卑幼を順はしめむことを思ふ

卑貧恐被富強凌

卑貧は富強に凌げられむかと恐る

安存老邁食非肉

安存す老邁の食肉に非ざることを

賑恤孤惇餓曲肱

賑恤す孤惇の餓ゑて肱を曲ぐることを

繼縷家門留問主

繼縷の家門には留りて主を問ふ

耦耕田畔立尋朋

耦耕の田の畔には立ちて朋を尋ぬ

遊童竹馬郊迎廢

遊童の竹馬は郊迎を廢す

隱士藜杖路次興

隱士の藜杖は路次に興す

冥感終無馴白鹿

冥感終に白鹿に馴るることなし

外聞幸免喚蒼鷹

外聞幸に蒼鷹と喚ばるることを免る

應緣政拙聲名墜

政拙きに緣りて聲名の墜つるなるべし

豈敢功成善最昇

豈敢へて功成り善最に昇らめや

廻轡出時朝日旭

轡を廻して出づる時朝の日旭なり

墊巾歸處暮雲蒸

巾を墊じて歸る處暮の雲蒸したり

驛亭樓上三通鼓

驛亭の樓の上三通の鼓

公館

公館窓中一點燈

公館こうくわんの窓まどの中うち 一點いっていの燈とほし

人散閑居悲易觸

人ひと散さん閑居しんか悲かな易やす觸ふし

夜深獨臥淚難勝

夜よ深ふけて獨ひと臥ふすれば涙なみだし勝たへ難がたし

到州半秋清兼慎

州しゅうに到いたりて半はん秋しゅう 清せいと慎しんとを兼かぬ

恨有青々汚染蠅

恨うらむらくは 青せい青せいとして汚を染せんしたる蠅はへあることを

州廟

州廟釋奠有感。(220)

一趨一拜意如泥

一ひと趨はしり一ひとたび拜はいす 意い泥こひちの如ごとし

罇俎蕭疎禮用迷

罇そん俎そ蕭せう疎そ禮らい用みやう迷まどふ

曉漏春風三獻後

曉漏げうろう 春風しゅんぷう 三獻さんけんののち

若非供祀定兒啼

若もし供祀きやうしするに非あらずは定さだめて兒ちごのごとくに啼なくならむ

松山館

晚春遊松山館。(222)

官舍交簷枕海屑

官舍くわんしや簷のきを交まじへて 海うみの屑ほりに枕よ

去來風浪不生塵

去來きよらいする風浪ふうらう 塵ちりを生なさず

轉移危石開中道

危石くゐせきを轉まらし移うつして 中道ちゆうだうを開ひらく

官舎

衙

客舍

分種小松屬後人

低翅沙鷗潮落暮

亂絲野馬草深春

釣歌漁火非交友

抱膝閑吟淚濕巾

小松を分ち種多て 後人に屬く

翅を低るる沙鷗は 潮の落つる暮

絲を亂る野馬は 草の深き春

釣の歌漁りの火は 交りの友に非ず

膝を抱きて閑吟すれば 涙巾を濕す

衙後勸ニ諸僚友ニ共遊ニ南山。(232)

衙後不勝客舍閑

相招信馬到南山

松低老葉危巖下

水噴寒花迅瀨間

欲伴孤雲尋澗路

猶憐半日出塵寰

州民縦訴監濫盜

此地風流負戴還

衙後 客舍の閑あるに勝へず

相招きて馬に信せて南山に到る

松は老葉を低る 危巖の下

水は寒花を噴く 迅瀨の間

孤雲に伴はむことを欲りして 澗の路を尋ぬ

なほし半日を憐れびて 塵寰を出でたり

州民縦ひ濫盜を監せむことを訴ふるとも

此の地の風流 負戴して還らむ

得ニ倉主簿寫レ情書一報以ニ長句一兼謝ニ州民不レ歸之疑。以下乞暇入レ京之作。 (234)

停棹中洲得一封
棹を停めて中洲に一封を得たり

看知到底寫心胸
見て知りぬ底に到るまでに心胸を寫せることを

無情今日濕襟別
情無きかなや今日襟を濕して別れしこと

有分去年傾蓋逢
分ふこと有り去年蓋を傾けて逢ひにしこと

期我歸帆唯六日
我が歸帆を期すればただ六日ならくのみ

恨君罷秩在三冬
恨むらくは君が秩を罷むることの三冬に在ることを

當州若不重來見
當州に若し重ねて來り見ざらませば

客館何因種小松
客館に何に因りて小松を種ゑなまし

予近曾津頭客館、
移ニ種小松、以備ニ
遊覽。故云。
予れ近曾、津の頭なる客館に、小松を移し種
ゑて、遊覽に備へたりき。故に云ふ。

客舍

聞ニ文進士及第一、題ニ客舍壁。文室時實。(245)

得聞春勝故人名
聞くこと得たり春勝に故人の名を

非喜高飛喜久生
高く飛べることを喜ぶるに非ず久しく生きしことを喜ぶ

匏繫不辭煙絕臥
匏繫りて辭びず煙絶えて臥さむことを

客館

客館

客舎

履穿無厭雪寒行
 三千門下獨留守
 一百字中纔晚成
 年少若嘲君老及
 慙慙爲解俟河清
 有_レ試賦_三河水清_一
 百字廻文。故云。

客舎書籍 (259)

來時事々任輕疎
 不妨隨身十帙餘
 百一方資治病術
 五千文貴立言虛
 謳吟白氏新篇籍
 講授班家舊史書
 罷秩當須收得去
 自慙猶過囊衣儲

履穿たれて 厭ふことなし 雪寒くして行かむことを
 三千の門下 獨り留守すらくのみ
 一百字の中 纔に晚く成る
 年少きひと 若し君が老の及ばむことを嘲らば
 慙慙に 爲に 河の清まむことを俟つと解せよ
 試_九有り、「河水清し」といふことを賦す。百字廻文。故に云ふ。

來る時 事事 輕疎に任せたれども
 身に隨ふ十帙餘りを妨げざりき
 百一方は資く 治病の術を
 五千文は貴べり 立言虚しといふことを
 謳ひ吟ず 白氏の新篇籍
 講じ授く 班家の舊史書
 秩を罷めなば まさに收むること得て去ぬべし
 自ら慙づらくは なほし過ちて衣儲を囊にすることを

讀ニ家書一有レ所歎。(261)

一封書到自京都

一封の書 京都より到る

借紙公私讀向隅

借紙の公私 讀みて隅に向ふ

兒病先悲爲遠吏

兒病みて先づ悲しむ 遠吏とあることを

論危更喜不通儒

論危くして更に喜ぶ 通儒ならざることを

豈憂伏臘貧家産

豈 伏臘 家の産の貧しきことを憂へめや

唯畏風波嶮世途

ただ風波の世途に嶮しきことを畏る

客舍

客舍閑談王道事

客舍閑談す 王道の事

應羞山近似樵夫

山近くして樵夫の似くあらむを羞つべし

州府・府

丙午之歲、四月七日、予初莅境、巡視州府。府之少北、有二蓮池。之近東、有二長老。一曰、是蓮也、元慶以往、有葉無花、仁和以來、花

葉俱發。適至夏末、已遇二花時。長老之言、誠而有驗。余時予向二僚

屬、作二是唱言、採二摘池中百万莖、分二捨部内二十八寺。聞者隨喜、見者

發心。加之香油東西供養、乃謂、自我爲故、將貽ニ後人。至于去年、

亦復如是。意之所約、不爲不諧。今茲自春不雨、入夏無雲。池底塵生、

蓮根氣死カレヌ。天與人失トアヤマチ、心與事違トタガヒヌ。非ニ佛力スハブツリキノルニ不ヲ至ヲ、蓋人心之ケダシノノ不ザルヲ信ラム。聊マコトナライ叙イナカニニ

文章ワカ、一便スナハチ以嗟歎云ストイフコトナカリ。余レ。

門外小池もんぐわいせうち、内蓮うちるち池の内なる蓮はらす

(中略)

悲哀鄭白源流ていはくぐまんりう、涸かれなむことを悲哀ひあひす
 夢想襲くむ黃德ようたく化くわ宣せん、襲くむ黃おうの德とく化くわ宣せんべなむことを夢想むさうす
 近見塵飛ちかみちりと芳蕁ほうがく死しか、近ちかく見みる塵ちり飛とびて芳蕁ほうがくの死しかれなむことを
 遍知あまねし土熱つちぜつ稼苗かべう煎い、遍あまねく知しる土熱つちぜつして稼苗かべうの煎いりなむことを
 善根道ぜんこんい斷た呼よ甘樹かむじう、善ぜん根こん道いふこと斷たえにたれば甘樹かむじうを呼よびなむ
 眞實しんじつ謀はかりごと窮きはま福ふく田でん、眞しん實じつ謀はかりごと窮きはまりにたれば福ふく田でんを稔みのらさむ
 莫笑むらわら芳修ほうしう偏ひとへ少ちから力すくな、笑わらふことな芳修ほうしう偏ひとへに力ちから少すくなきことを
 應慙おほ政理まつりごと每ことわり多つね愆あやま、應おほ慙つべし政まつりごと理ことわり每つねに愆あやまち多おほきことを
 魂迷たましひまど案轡くつわ顛あ羸あや馬ま、魂たましひまど迷まどひて案轡くつわを案あずれば羸あやれたる馬ま顛あれぬ
 手拙てつたな揚薪たきぎ爛あ小鮮せうせん、手てつたな拙つたくして揚薪たきぎを揚あぐれば小鮮せうせん爛あれにたり
 儒館じゆくわん罷つか歸かへ雖しか叱しつとつ、儒館じゆくわんより罷つか歸かへれ雖しか叱しつとつすといへども
 吏途りと蹶つまづ步あよ更ちゆんてん迺なり、吏途りとに蹶つまづき歩あよびてさらに迺ちゆんてんたり

客舎

刻肌刻骨身爲鏤
 此偈寧非薄命篇

肌はだに刻きざみ骨ほねに刻きざみて身みに鏤ろうをなす
 此この偈くゎ寧あに薄命篇はくめいへんにあらざらめや

謝_下文進士新及第、拜_三辭老母、尋_中訪舊師上。(262)

怪來言笑夢中聞
 客舎蕭々夜半分
 春月不辭高折桂
 秋風有力遠披雲
 西京老母知猜我
 南海閑人喜遇君
 爭得一枚司馬印
 便留多少附公文

怪あや來き言げん笑せう夢ゆめ中うち聞き
 客舎かくしやせうせう蕭々せうせう夜よる半なか分わかる
 春しゆん月ぐわつ不いな辭な高たか折けい桂けい
 秋風しゆふう有あ力ちから遠とほ披くも雲ひら
 西京さいきやう老母らうぼ知し猜あ我われ
 南海なむかい閑人かんじん君きみに遇あへりしことを喜よろこぶ
 爭い得まか一枚いつまい司馬しば印いんをお得えむや
 便すなは留は多少いくばく附と公文くもんにあ附ひせむ

寄_三白菊_二四十韻。

遠隔蒼波路
 遙思白菊園

遠とほ隔へだ蒼波さうは路みち
 遙はるか思おもふ 白菊しらぎくの園その

客館

東京蝸舍宅
西向雀羅門

東ひむがしの京みやうなる蝸舍くわしやの宅いへ
西にしのかたに向むかふ雀羅じやくらの門かど

(中略)

鬱々江雲臭

鬱鬱うつうつとして江雲かうりんくま臭くさし

濛々澗雨温

濛濛もうもうとして澗雨かんう温あたたかなり

行程過縁浦

行程かうてい過みどり縁うら浦すを過すぐ

逆旅臥青積

逆旅げきりよ青あを積はますけに臥ふす

水國親賓絶

水國すいこく親賓しんひん絶たゆ

漁津商賈喧

漁津ぎよしん商賈しやうこ喧かまひすし

一來疲涕泗

一ひとたび來きたりてより 涕泗ていしに疲やせたり

三度變寒暄

三度みたび寒暄かんくあんを變かへぬ

想像霜華發

想像さうくわ霜華ひらの發おもひやかむことを想像さうくわる

悲傷晚節昏

悲傷ばんせつ晚節くらの昏かなきことを悲かなしいたび傷いたぶ

含情排客館

情こころをふまひて客館かくくわんを排ひらけり

抱影立荒村

影かげをうだけて荒村くわうそんに立たてり

(後略)

屋 旅館

秋雨。(270)

秋霖晴日少

秋霖 晴日少らなり

旅館感懐多

旅館 感懐多し

屋見苔侵壁

屋は苔の壁を侵すことを見る

池聞水溢科

池は水の科に溢るることを聞く

苦情唯客夢

苦なる情は ただ 客の夢にして

閑境併詩魔

閑なる境は 併しながら詩の魔ならくのみ

帶雨年華落

雨を帯びて年華落つ

其如我老何

其れ我が老いを如何にかせむ

客居對雪。(276)

溫液寒凝暗有期

温き液も寒に凝りて暗しく期すること有り

驚看銀粉滿茅茨

驚きて銀の粉の茅茨に滿つるを見る

立於庭上頭爲鶴

庭上に立てれば 頭鶴となる

居在爐邊手不龜

居りて爐邊にあれば 手龜らず

花散忽因風力處

花は散る 忽ちに風の力に因る處

城中

玉銷初見日光時
 城中一夜應盈尺
 祝著明年免旱飢
 今年有旱、故云。

玉は銷ゆ 初めて日の光を見る時
 城中一夜 尺に盈つるなるべし
 祝著す 明年旱と飢とを免れむことを
 今年旱有りき、故に云ふ。

懺悔會作、三百八言。(279)

一切衆生煩惱身
 求哀懺悔仰能仁
 承和聖主勅初下
 貞觀明王格永陳
 內自九重外諸國
 起於万乘及黎民
 年終三日繫心馬
 天下一時轉法輪

一切衆生 煩惱の身
 哀みを求めて懺悔して 能仁を仰ぐ
 承和の聖主 勅初めて下したまひぬ
 貞觀の明王 格永く陳ねたまへり
 内は九重より 外は諸國
 万乘より起りて 黎民に及ぶ
 年の終に 三日 心馬を繫ぐ
 天の下に 一時に 法輪を轉す

(中略)

禪悅寒擎霜椀味

禪悦 寒にして擎ぐ 霜椀の味

城中
境内

官舎

公館堂

退伽曉指井華神

あつか あかつき に指す 井華の神

城中遍滿菩提念

じやうちうへんまん 菩提の念ひ

境内掃除雜染塵

けんだいさうち 雑染の塵

(後略)

官舎前播ニ菊苗。(288)

少年愛菊老逾加

わか 少かりし年より菊を愛して 老いて 逾加れり

公館堂前數畝斜

こうくわんだう 公館の堂の前 數畝斜なり

去歲占黃移野種

い 去にし歳黄なるを占めて 野種を移せしが

此春問白乞僧家

こ 此の春は白きを問ひて 僧家に乞ひたり

乾枯便蔭庭中樹

かんこ 乾枯 便ち蔭ふ 庭中の樹

令潤爭堆雨後沙

れいじゆん 令潤 争ひて 堆くす 雨後の沙

珍重秋風無缺損

ちんちゆう 珍重たり 秋風に缺け損ふことなからむこと

如何酈水岸頭花

ていすいがんとう 酈水岸頭の花に如何にぞや

旅館

専城

訓備州刺史便過旅館告別。(290)

青衫刺史意殷勤

青衫の刺史 意殷勤なり

停棹湖頭問故人

棹を湖頭に停めて 故人を問ふ

今日不須添別酒

今日須みず 別れの酒を添ふることを

為嫌醉後定霑巾

酔後 定めて巾を霑さむことを嫌ふがためになり

苦二日長。十六韻。(292)

少日為秀才

少かりし日 秀才たりしとき

光陰常不給

光陰 常に給がず

朋交絶言笑

朋との交りに言笑を絶つ

妻子廢親習

妻子も親しび習ふことを廢めたりき

(中略)

當時殊所苦

當時殊に苦しむところ

霜露變何急

霜露 變ずること何ぞ急なる

忽忝専城任

忽ちに専城の任を忝くして

空為中路泣

空しくため中路に泣く

衙

吾黨別三千 吾が黨 三千に別る
 吾齡近五十 吾が齡 五十に近し
 政嚴人不到 政 嚴しくして 人到らず
 衙掩吏無集 衙掩ひて 吏の集るなし
 茅屋獨眠居 茅の屋に 獨り眠り居り
 蕪庭閑嘯立 蕪れたる庭に 閑に嘯きて立つ

(後略)

曉月。(313)

客舍

客舍陰蒙四面山 客舍 陰り蒙る 四面の山
 窓中待月甚幽閑 窓の中にして月を待つ 甚だ幽閑なり
 遠鷄一報廻頭望 遠鷄一たび報じて 頭を廻して望めば
 插著寒雲半缺環 寒雲に插著す 半缺くる環

訓ニ藤六司馬幽閑之作、次ニ本韻。(317)

客舍

客舍因君暫卜隣 客舍君に因りて 暫く隣を卜めたり

讚岐旅館

州府

閨中夜々見無人
 閨中 夜夜 見ふに人なけむ
 流年好去從官老
 流年好し去れ 官に従ひて老いむ
 官滿歸時自遇春
 官滿ちて歸らむ時 自らに春に遇はむ

依レ病閑居、聊述ニ所懷、奉レ寄ニ大學士。(325)

含情海上久蹉跎
 情を海の上に含みて 久しく蹉跎たり
 猶恨虚勞動宿痾
 なほし恨むらくは 虚勞 宿痾を動せることを
 脚灸無堪州府去
 脚の灸は堪ふることなくして 州府を去りぬ
 頭瘡不放故人遇
 頭の瘡は放たずして 故人に遇へり
 厮兒悶見魚生釜
 厮兒悶みて見る 魚釜に生ずることを
 門客笑歸雀觸羅
 門客笑ひて歸る 雀羅に觸るることを
 身未衰微心且健
 身衰微せず 心且に健なり
 鑿治有驗復如何
 鑿治驗め有らば 復如何にかせむ

畫圖、屏風松下、道士贊六首。讚岐旅館 屏風畫也。(523)

獨坐 寄ニ身質樸 陶ニ性孤標 合レ眼而坐 不レ臣ニ帝堯

閑行 竹編タケノアトド在レ後シ 藜杖承アカサノフエ前ム 庇蔭蕭颯ヨリ 猗歎ウルハシ地仙カサ

飲茶 野厨無レ酒 巖客有レ茶 塵尾之下シユビ 遂不レ言レ家ノ

彈琴 有ニ葛コ絃キ緩キ 惟コト松ノ蓋カサ高ク 鶴舞ハ緩ク 擲カ協フ韻ニ 風操キ

用筆 一株秀逸 百尺孤貞 刮ケ去リ苔蘚ツ 留ニ題姓名一

採藥 肩ニ龍手レ犬ニ 松老藥神 足リ矣涯分 我是眞人ナラマクノミ

菅家後集

詠樂天北窓三友詩。七言。(477)

白氏洛中集十卷

白はく氏しが洛中らくちゆうの集十卷しふじふくわん

中有北窓三友詩

中なかに北窓ほくさう三友さんゆうの詩しあり

一友彈琴一友酒

一ひとりの友ともは彈琴だんきむ 一ひとりの友ともは酒さけ

酒之與琴吾不知

酒さけと琴ことと 吾われ知しらず

(中略)

古詩何處閑抄出

古詩こし何れいづの處ところにか閑しづかに抄出せうしゆつする

官舍三間白茅茨

官舍くわんしや三間さんげん 白茅しろ茅かやと茨いばらと

開方雖窄南北定

方はうを開ひらくこと窄すぼくとも南北なんぼく定ただまれり

官舍

都府樓

結宇雖疎戸牖宜

自然屋有北窓在

適來良友穩相依

無酒無琴何物足

紫燕之雛黃雀兒

(後略)

不レ出門。

一從謫落在柴荆

万死就々跼蹐情

〔都府樓〕纔看瓦色

觀音寺只聽鐘聲

中懷好逐孤雲去

外物相逢滿月迎

此地雖身無檢繫

何爲寸步出門行

宇を結ぶこと疎なりとも戸牖宜し

自然に屋に北窓の在る有り

適來りて良友穩に相依る

酒も無く琴も無し何れの物か足らむ

紫燕の雛 黃雀の兒

七言。(478)

一たび謫落せられて柴荆に在りてより

万死就就たり跼蹐の情

都府の樓には纔に瓦の色を見る

觀音寺にはただ鐘の聲をのみ聽く

中懷は好し孤雲に逐ひて去る

外物は相逢ひて滿月ぞ迎ふる

此の地は身の檢繫せらるることなくとも

何爲れぞ寸歩も門を出でて行かむ

西府

敘意一百韻。五言。(484)

生涯無定地

生涯しやうがい 定やす地ところなし

運命在皇天

運命うんめい 皇天くわうてんに在あり

職豈圖西府

職しよく 豈あに西府さいふを 圖はかりきや

名何替左遷

名な 何いかにぞ左遷させんに替かはれる

貶降輕自芥

貶おとし降くだされて 芥あくたよりも輕かるし

駢放急如弦

駢かり放はなたれて 急すみやかなること弦ゆじつの如ごとし

悞赦顔愈厚

悞てんだん赦おもてして 顔おもて愈よ厚あつし

章狂踵不旋

章しやう狂きやうして 踵くびすかへ不な旋まわらず

牛涇皆培穿

牛涇ぎやうしむ 皆みな培かほ穿せい

鳥路惣鷹鷲

鳥路てりろ 惣すべて鷹鷲やうせん

老僕長扶杖

老おいたる僕しもべは 長つねに杖つゑに扶たすけらる

疲驂數費鞭

疲つかれたる驂そひまは 數しばしば鞭むちを費つひやせり

臨歧腸易斷

岐わかれぢに臨のぞむで 腸はらわた断たゆること易やすし

望闕眼將穿

闕くゑつを望のぞむで 眼まなこ穿うたむとす

落淚欺朝露

落おつる涙なみだは朝あしたの露つゆを欺あざむく

街衢

啼聲亂杜鵑

啼な聲こゑはほととどす杜鵑みだに亂る

街衢塵幕々

街衢がいくにちり塵べき幕べきたり

原野草芊々

原野ぐんやにくさ草せん芊せんたり

傳送蹄傷馬

傳ひまやはひづめ蹄やぶの傷れにたる馬むまを送おくる

江迎尾損船

江かうはとも尾せこの損なはれにたる船ふねを迎むかふ

郵亭餘五十

郵亭いうてい餘あまること五十ごじよ

程里半三千

程里ていり三千さむせんに半なかばせり

稅駕南樓下

駕のりものを稅おろす南樓なむろうの下もと

停車右郭邊

車くるまを停とどむ右郭いづくわくの邊ほとり

宛然開小閣

宛然あたかたも小閣せうかくを開ひらくかごとし

靚者滿遐阡

靚み者ひと遐阡かせんに滿みてり

嘔吐胸猶逆

嘔吐おうとして胸むねもなほし逆さかひぬ

虛勞脚且癩

虛勞きよらうして脚あしも且また癩なにたり

肥膚爭刻鏤

肥膚ひふ争いかでか刻きり鏤ちりばめむ

精魄幾磨研

精魄せいぱく幾いくばくか磨研まけんする

信宿常驛泊

信宿しんしゆくは常つねに驛泊きはく

南樓
右郭邊

客館

低迷即倒懸

村翁談往事

客館忘留連

妖害何因避

惡名遂欲鑷

未曾邪勝正

或以實歸權

移徙空官舍

修營朽松椽

(中略)

京國歸何日

故園來幾年

却尋初營仕

追計昔鑽堅

射每占正鵠

烹寧壞小鮮

ていまい すなは 倒懸

村翁 往事を談れば

客館に留連することを忘る

妖害 何に因りてか避けむ

惡名は遂に鑷かまく欲りす

未だ曾つて邪は正に勝たずき

或は實を以て權に歸せむとなり

空しき官舍に移徙り

朽ちたる松椽を修め營む

京なる國 歸らむこと何れの日ぞ

故の園 來らむこと幾ばくの年ぞ

却りて尋ぬ 初めて仕へを營みしことを

追ひて計ふ 昔堅きを鑽りしことを

射ることは毎に正鵠を占めけり

烹ることは寧ぞ小鮮を壞らめや

百城

東堂一枝折

東堂には一枝を折りぬ

南海百城專

南海には百城を專にせり

祖業儒林聳

祖業は儒林聳けたり

州功吏部銓

州功は吏部銓りぬ

(後略)

哭ニ奥州藤使君ニ

九月廿二日、
四十韻。(486)

家書告君喪

家書君が喪せにたることを告ぐ

約略寄行李

約略行李に寄せたり

病源不可醫

病源醫す可からず

被人厭魅死

人の厭魅を被りて死しくなりぬ

曾經共侍中

曾經共に侍中たりき

了知心表裏

心の表と裏とを了り知れり

雖有過直失

直きに過ぎたる失有りとも

矯曲孰相比

曲れるを矯むること孰か相比べむ

東涯第一州

東涯に第一の州

公堂

分憂爲刺史 憂へを分かちて刺史たり
 盈口含水雪 口に盈てて氷雪を合む
 繞身帶弦矢 身を繞りて弦矢を帯びたり

(中略)

秩不知年幾 秩年に幾はくなるかといふことを知らず
 有司記曆注 有司曆注を記す
 細書三四紙 細書すること三四紙
 歸來連座席 歸り來りて座席に連る
 公堂偷眼視 公堂眼を偷みて視る
 欲酬他日費 他日の費を酬いむことを欲りするに
 求利失綱紀 利を求めて綱紀を失へるなり

(後略)

雪夜思ニ家竹。十二韻。(490)

自我忽遷去 我れ忽ちに遷り去りしより
 此君遠離別 此の君に遠く離れ別れにき

西府

西府與東籬

西府と東籬と

關山消息絶

關山 消息絶えぬ

非唯地乖限

ただに地の乖き限れるのみに非ず

遭逢天惨烈

天の惨烈なるに遭ひ逢ふ

憫黙不能眠

憫しび黙して眠ること能はず

紛々專夜雪

紛紛たり 專夜の雪

(後略)

南館・都府

南館夜聞ニ都府禮佛懺悔。(493)

人慚地獄幽冥理

人は 地獄幽冥の理に慚づ

我泣天涯放逐辜

我は 天涯放逐の辜に泣く

佛号遙聞知不得

佛号 遙に聞けども 知ること得ず

發心北向只南無

發心 北に向ひてただ南無といふならくのみ

二月十九日。(499)

塚西路北賈人聲

塚の西路の北 賈人の聲

塚・路

官舎
塚中

無柳無花不聽鶯
自入春來五十日
未知一事動春情

柳も無く 花も無く 鶯をも聴かず
春に入りてよりこのかた 五十日
未だ 一事の春の情を動すことを知らず

官舎幽趣。

六韻。(504)

塚中不得避諠譁
遇境幽閑自足誇
秋雨濕庭潮落地
暮煙縈屋潤深家
此時傲吏思莊叟
隨處空王事尺迦
依病扶持藜舊杖
忘愁吟詠菊殘花
漁支月俸恩無極
衣苦風寒分有涯
忘却身偏用意

塚中 諠譁を避くこと得ず
境に遇へる幽閑 自らに誇るに足れり
秋の雨 庭を濕す潮の落つる地
暮の煙 屋を縈る 潤びの深き家
此の時 傲吏 莊叟を思ふ
處に隨ひて 空王 尺迦を事とす
病ひに依りて扶持す 藜の舊りにたる杖
愁へを忘れて吟詠す 菊の残れる花
漁は月の俸に支へられて 恩 極り無し
衣は風の寒きを苦しびて 分 涯り有り
是の身を忘却して 偏に意を用ゐれば

934 ○承平四・十二・廿一

館

城・郭

優於誼舎在長沙 誼が舎の長沙に在りしに優れたらまし

滴居春雪。(514)

盈城溢郭幾梅花

城に盈ち郭に溢れて 幾ばくの梅花ぞ

猶是風光早歲華

なほしこれ風光の 早歳の華

雁足黏將疑繫帛

雁の足に黏り將ては 帛を繫けたるかと思ふ

烏頭點著思歸家

烏の頭に點し著きては 家に歸らむことを思ふ

土佐日記

を(男)とこもすなる日記(日記)といふものを、を(女)むなもしてみんとするなり。それ(某)のとし(年)のし(十二月)はす(二十)のはつ(二十)か(二十)あまりひとひのひのいぬ(戌)のとき(門出)に、かど(門出)です。そのよし(由)、いさゝか(由)にもの(由)にかきつく。

ある(船)ひと、あ(船)がた(船)のよ(船)とせ(船)いつ(船)とせ(船)はて(船)て、れ(例)いの(例)こと(例)ども(例)みな(例)し(例)を(例)へ(例)て、げ(解也)ゆ(解也)など(解也)とり(解也)て、す(巻)む(巻)たち(巻)より(巻)いで(巻)て、ふ(巻)ね(巻)に(巻)の(巻)る(巻)べき(巻)と(巻)ころ(巻)へ(巻)わた(巻)る。かれ(巻)これ(巻)、し(巻)る(巻)し(巻)ら(巻)ぬ(巻)、お(巻)くり(巻)す。とし(巻)ごろ(巻)よく(巻)くら(巻)べ(巻)つる(巻)ひと(巻)く(巻)なん(巻)、わか(巻)れ(巻)が(巻)たく(巻)おも(巻)ひ(巻)て、日(巻)し(巻)き(巻)り(巻)に(巻)と(巻)かく(巻)し(巻)つ(巻)ふ、の(巻)し(巻)る(巻)うち(巻)によ(巻)ふ(巻)け(巻)ぬ。

○承平四・十二・廿三
国

廿三日。やぎのやすのりといふひとあり。このひと、くにかならずしもいひつかふものにもあらざなり。これぞ、たゞはしきやうにて、むまのはなむけたる。かみからにやあらん、くにひとのこゝろのつねとして、「いまは。」とてみえざるを、こゝろあるものはぢぞなんきける。これは、ものによりてほむるにしもあらず。

○承平四・十二・廿五
守館

廿五日。かみのたちより、よひにふみもてきたなり。よばれていたりて、ひひとひ、よひとよ、とかくあそぶやうにてあけにけり。

○承平四・十二・廿六
守館

廿六日。なほかみのたちにて、あるじのしりて、郎等までものかつけたり。からうた、こゑあげていひけり。やまとうた、あるじも、まらうども、ことひともいひあへりけり。からうたは、これにえかず。やまとうた、あるじのかみのよめりける、

みやこいでてきみにあはんとこしものをこしかひもなくわかぬるかな
となんありければ、かへるさきのかみのよめりける、

しろたへのなみちをとほくゆきかひてわれにべきはたれならなくに
ことひとくのもありけれど、さかしきもなかるべし。とかくいひて、さきのかみ、いまのも、もろともにおりて、いまのあるじも、さきのも、てとりかはして、あひごとこゝろよげなることとして、いでいりにけり。

934 ○承平四・十二・廿七

廿七 日(天 津) おほつよりうらどをさして(補 戸)こぎいづ。かくあるうちに、京(まやう)にてうまれたりしをんな(女)ご、くにてにはかにうせにしかば、このごろのいでたちいそぎをみれど、なにごともしはす。京へ(まやう)かへるに、をんなごのなきのみぞかなしびこふる。あるひとくもえたへず(世)。このあひだに、あるひとのかきていだせるうた、

みやこへとおもふをものかなしきはかへらぬひとのあればなりけり

また、あるときには、

あるものとわすれつゝなほなきひとをいづらととふぞかなしかりける

といひけるあひだに、かこのさきといふところに、かみのはら(兄 巻)から、またことひと、これかれさけな(酒)にともておひきて、いそ(磯)におりあて、わかれがたきこと(事)をいふ。かみのたち(他 人)のひとく(他)のなかに、このきたるひとくぞ、こゝろあるやうにはいはれほのめく。

(略)

935 ○承平五・正・九

守館

御館

九 日のつとめて、おほみ(天 巻)なとよりなは(奈 半)のとまりをおはんとて、こぎいでけり。これかれたがひに、く(こ ぬか)のさかひのうちはとて、みおくりにくるひとあまたがなかに、ふぢ(藤 原)はらのときさね、たち(藤)はなのすゑ(長 谷 部)ひら、はせ(長 谷 部)べのゆきまさらなん、みたち(御 廳)よりいでたう(給)びしひより、ここかしこにおひくる。このひとくぞこゝろさしあるひとなりける。このひとく(給)のふかきこゝろさしは、このうみにもおとらざるべし。これよりいまはこぎはなれてゆく。これを見おくらんとてぞ、このひとどもはおひきけ

る。かくてこぎゆくまに／＼、うみのほとりにとまれるひともとほくなりぬ。ふねのひともしみえずなりぬ。きしにもいふことあるべし。ふねにもおもふことあれど、かひなし。

(略)

将門記

(略)

ここに将門、機急あるにより、実否を見むがために、ただ百余騎を率ゐ、同年十月廿六日をもて、下毛野国の堺に打ち向へり。実によて、件の敵は数千許あり。略気色を見るに、あへて敵対すべからず。その由何とならば、かの介は合戦の遠に費えずして、人馬膏つき肥えて、干戈皆具せり。将門は度々の敵に搦がれて、兵の具すでに乏し。人勢厚からず。敵これを見て、垣のごとくに楯を築き、切るがごとくに攻め向ひぬ。将門は到らざるに、先づ歩の兵を寄せて、略して合戦せしめ、且つ射取る人馬八十余人なり。かの介大に驚き怖ぢて、皆楯を挽きて逃げ還る。将門鞭を揚げ名を称りて追討する時に、敵は為方を失ひて、府下に偪仄る。偪仄は倭に言はく、イリコマルなりといふ。ここに将門思惟すらく、允に常夜の敵にあらずといへども、脈を尋ぬれば疎からず、氏を建つれば骨肉なりてへり。所云夫婦は親しけれども瓦に等し、親戚は疎けれども葦に喩ふ。もし終に殺害を致さば、もしくは物の譏り遠近にあらむかとおもへり。よてかの介独りの身を逃さむと欲ひて、便ち

府下

国庁

国庁の西方の陣を開き、かの介を出ださしむるの次に、千余人の兵、皆鷹の前の雉の命を免れて、急に籠を出でたる鳥の歡を成す。その日に、件の介無道の合戦の由を、在地の国に触れて、日記しすでに了んぬ。その明日をもて本堵に帰りぬ。これより以来、更に殊なることなし。

(略)

その内に、介良兼朝臣は、六月上旬をもて逝去す。沈吟するの間に、陸奥守平維扶朝臣、同年冬十月をもて、任国に就かむと擬るの次に、山道より下野の府に到り着く。貞盛はかの太守と、知音の心あるにより、相共にかの奥州に入らむと欲して、事の由を聞こえしむるに、甚だもて可なりといふ。乃ち首途せむと擬るの間、また將門隙を伺ひて追ひ来りて、前後の陣を固めて、山を狩りて身を尋ね、野を踏んで蹤を求む。貞盛は天力ありて、風のごとく徹り雲のごとく隠る。太守は思ひ煩ひて、弃てて任国に入りぬ。

(略)

凡そ件の守・介の行へることを見るに、主は則ち仲和の行を扶むへ花陽国志に曰く、仲和は太守として、賦を重くし財を食りて、国内に漁るものなりといふ。従は則ち草窃の心を懷けり。箸のごとくある主は、眼を合はせて、骨を破りて膏を出すの計を成す。蟻のごとくある従は、手を分けて、財を盗み隠し運ぶの思ひを励む。粗国内の彫み弊れたることを見るに、平民損ふべし。よて国の書生等越後国の風を尋ねて、新たに不治の悔過一卷を造りて、庁の前に落す。事は皆この国郡に分明なり。武芝は、すでに郡司の職を帯ぶといへども、本より公損の聆なし。虜掠せられしところの私物、

庁前

下野の府

府・府衙

返し請ふべきの由、屢覽拏せしむ。しかれども曾て弁糺の政なく、頻に合戦の構を致す。時に将門は、急にこの由を聞きて、従類に告げて云はく、かの武芝等、我が近親の中に非ず。またかの守・介は我が兄弟の胤に非ず。然れども彼此が乱を鎮めむがために、武蔵国に向ひ相むと欲ふてへり。即ち自分の兵仗を率して、武芝が当の野に就く。

武芝申して云はく、件の権守并に介等、一向に兵革を整へて、皆妻子を率して、比企郡狭服山に登るてへれば、将門と武芝と相共に、府を指して発向す。時に権守興世王、先立ちて府衙に出づ。介経基は山の陰を離れず。将門且、興世王と武芝と、この事を和せしむるの間に、各数杯を傾けて、迭に栄花を披く。

府下

しかる間に、武芝が後陣等、故なくしてかの経基が營所を囲む。介経基はいまだ兵の道に練れずして、驚き愕いで分散すと云ふこと、忽に府下に聞ゆ。時に将門、濫悪を鎮むるの本意、すでもて相達しぬ。興世王は国衙に留まり、将門等は本郷に帰りぬ。ここに経基が懐くところは、権守と将門とは、郡司武芝に催されて、経基を誅たむと擬るかとの疑ひを抱きて、乍に深き恨を含みて、京都に遁れ上る。よて興世王・将門等が会愁を報いむがために、虚言を心中に巧へて、謀叛の由を太政官に奏す。これによて京中大に驚き、城邑併ら置し。

(略)

府下

将門が随兵僅かに千余人、府下を押し塘んで、便ち東西せしめず。長官すでに過契に伏し、詔使また伏弁敬屈しぬ。世間の綾羅は雲のごとくに下し施し、微妙の珍財は算のごとくに分ち散じぬ。万

府中

五千の絹布は、五主の客に奪はれぬ。三百余の宅烟は、一旦の煙に滅しぬ。屏風の西施は、急に形を裸にするの媿を取る。府中の道俗も、酷く害せらるるの危みに当る。金銀を彫れる鞍、瑠璃を塵はめたる匣、幾千幾万ぞ。若干の家の貯へ、若干の珍財、誰か採り誰か領せむ。

(略)

庁・館

定額の僧尼は、頓命を夫兵に請ひ、僅かに遣れる土女は、酷き媿を生前に見る。憐むべし、別駕は紅の涙を緋の襟に捫ふ。悲しむべし、国吏は二の膝を泥の上に跪く。当今、濫悪の日に鳥景西に傾き、放逸の朝に、印鑑を領掌せらる。よて長官・詔使を追ひ立てて、隨身せしむることすでに畢んぬ。庁衆は哀慟して館の後に留り、伴類は徘徊して道の前に迷ふ。廿九日をもて豊田郡鎌輪の宿に還る。長官・詔使を一家に住せしむるに、慰勞を加ふといへども、寢食穩からず。

時に武蔵権守興世王、窃に將門に議りて云はく、案内を檢せしむるに、一国を討ちたりといへども、公の責め輕からじ。同じくは坂東を虜掠して、暫く気色を聞かむてへり。將門報答して云はく、將門が念ふところも畜これのみ。その由何となれば、昔の斑足王子は、天の位に登らむと欲して、先づ千の王の頸を殺る。或る太子は、父が位を奪はむと欲して、その父を七重の獄に降せり。苟くも將門、利帝の苗裔、三世の末葉なり。同じくは八国より始めて、兼ねて王城を虜領せむと欲ふ。今すべからく先づ諸国の印鑑を奪ひ、一向に受領の限りを官堵に追ひ上げてむ。然れば且つは掌に八国を入れ、且つは腰に万民を附けむてへり。大議すでに訖んぬ。

また数千の兵を帶して、天慶二年十二月十一日をもて、先づ下野国に渡る。各竜のごとかる

官堵

国庁

館内・府辺

官堵

官堵・府・庁

馬に騎りて、皆雲のごとかる従を率ゐつ。鞭を揚げ蹄を催して、万里の山を越えむとす。各心勇み
 神奢りて、十万の軍に勝たむと欲ふ。すでに国庁に就きて、その儀式を張る。時に新司藤原公雅・
 前司大中臣全行朝臣等、兼ねて国を奪はむと欲するの気色を見て、先づ将門を再拜して、便ち印鑑
 を擎げて、地に跪きて授け奉る。

かくのごときの騒動の間に、館の内及び府の辺、悉く虜領せられぬ。幹了の使を差して、長官を官
 堵に追はしむ。長官、唱へて云はく、天には五衰あり、人には八苦あり。今日苦に遭ふこと、大底何
 がせむや(字書、イカ、セムなり)。時改まり世変じて、天地道を失ふ。善伏し悪起りて、仏神験なし。嗚呼
 哀しいかな、鶏儀いまだ旧りざるに西朝に飛び、亀甲新しながら東岸に耗びぬ(言ふところは、任中にこ
 の愁あり。故に云ふところなり)といふ。

(略)

将門、同月十五日をもて上毛野に遷る次に、上毛野介藤原尚範朝臣、印鑑を奪はれ、十九日をも
 て、兼ねて使を付けて官堵に追ふ。その後、府を領し庁に入り、四門の陣を固めて、且つ諸国の除目
 を放つ。時に一の昌伎あり、云へらく、八幡大菩薩の使と憤る。朕が位を蔭子平将門に授け奉る。
 その位記は、左大臣正二位菅原朝臣の靈魂表すらく、右八幡大菩薩、八万の軍を起して、朕が位を授
 け奉らむ。今すべからく卅二相の音楽をもて、早くこれを迎へ奉るべしといへり。

(略)

時に新皇、本陣に帰るの間、咲下に立つ。貞盛・秀郷等、身命を弃てて力の限り合ひ戦ふ。ここに

館

新皇は、甲冑かぶちうを着て、駿馬しゆんめを疾くして、躬みづか自ら相戦ふ。時に現うつつに天罰てんばつありて、馬は風のごとく飛ぶ歩みを忘れ、人は梨老りちうが術みちを失へり。新皇は暗くらに神鏑しんせきに中りて、終つひに託鹿たくろくの野に戦ひて、独ひとり蚩尤しいうの地に滅びぬ。天下にいまだ將軍みづかの自ら戦ひ自ら死ぬることはあらず。誰か凶はからむ。少過せうくわを糺たださずして大害に及ぶとは。私わたくしに勢を施して將まさに公おほやけの徳を奪はむとすとは。よて朱雲しゆうんの人を寄せて長鯨ちやうけいの頸けいを刎きるへ漢書に曰く、朱雲は悪人なり。昔朱雲、尚方の劍を請ひ、人の頸を殺るなりといふ。便すなはち下野国より解文げぶんを副そへて、同年四月廿五日をもて、その頸を言上ごんじやうす。ただし常陸こねちか介維けい幾か朝臣あそ并ならに交替使けうたいしは、幸さいはひに理運りうんの遺風いふうに遇あひて、便すなはち十五日をもて任国の館やかたに帰ること、譬たとへば鷹たかの前の雉きしの野原に遺のこり、俎まないたの上の魚ういの海浦かいほに帰るがごとし。昨日は暫くわんく凶くわん叟さうの恨みを含み、今は新たに巫將あむやうの恩を蒙かうれり。

源氏物語

玉鬘

男子三人あるに、

少貳せうじたゞ、このひめ君「玉」、京へ率あてたてまつるべきことを思へ。わが身の孝けうをば、な思おもひそ

(少貳の)館

となむ言ひひおきける「今まで少貳は」。「その人の御子」とは、我「玉を」が館「玉を」の人にも、あまねく知しらせず、たゞ、「孫むまごの、

かしづくべき故ゆゑある」とのみ、言いひなしければ、人にも見せず、かしづき聞きゆるほどに、かく、には

かに亡うせぬれば、あはれに心細ほそくて、たゞ、京の出いで立ちをすれど、故こ少貳の仲なかあしかりける國人多おほ

大貳の御館

くなどして、とざまかうざまにおぢ憚りなどして、われにもあらで年を過ぐす。
〔あり〕 〔上格妨害を〕はごか 〔筑紫に〕とし 〔其間に〕す

(中略)

右近〔三條よ〕いと、いたうこそ、ゐ中びにけれな。中將殿〔姫君の父なる〕のむかしの御おぼえだに、いかゞおはしましよ。
まいて今は、天あめの下したを御心ごこころにかけたたまへる大臣〔内〕にて、いかばかりいつかしき御中〔其〕に、御かたしも、
受領うけうりの妻めにて、品定しなまだまりておはしまさむよ。
といへば、〔腹立ちて〕

三條〔三條よ〕あなかま、たまえ。大臣・公卿も、暫しばし待まて。大貳の御館〔みたご〕の上うへの、清水しみづの御寺みでらの、觀世音寺くわんせおんじに
詣まうで給たまひしいきほひは、みかどの御幸みゆきにやはおとれる。あな、むくつけ〔劣ちざりけり〕。
とて、なほ更さらに、手てをひきはなたず、を〔玉の事を〕がみ入りてをり。

浮舟

浮舟〔私ほ〕心地こころぢのあしく侍まつりるにも、見たてまつらぬが、いと、おぼつかなく思おもえ侍まつりるを。〔されば〕しほしも、参まゐり
來こまほしくこそ〔待れ〕と、したふ。
母〔母を〕、したふ。

母〔私も〕さん、思おもひ侍まつりれど、か〔常陸方〕しこも、いと、物騒さわがしく侍まつりり。この人〔女房達〕くも、は〔京移りの〕かなきことなど、え
しやるまじく、狭せばくなど侍まつりればなん。武生たけふの國府こほに、うつろひ給たまふとも、忍しのびては、参まゐり來きなん
を。〔されど〕なほくしき、身〔私の如き〕の程ほどは、かゝる御ごためこそ、いとほしく侍まつりれ
など、うち泣なきつゝ、の給たまふ。

武生の国府

(常陸介)館

府 所
庁 所・健兒所・檢非違所・田所・出納所・調所・細工所・

(中略)

右近「右近が姉の、常陸にて、人二人見侍りしを。」右近「身」が姉「誰に寄らんとおも」の、常陸にて、人二人見侍りしを。程「二人は」くにつけては、たゞ、かくぞかし。これもかれも、おとらぬ心ざしにて、思「句・蕪の如く」ひ惑「誰に寄らんとおも」ひて侍りし程に、女「姉」は、今「今」の方に、今少し、心寄せまさりてぞ侍りける。それに妬「前のがいつい」みて、遂に、今のをば、殺してしぞかし。さて、我「われ」も、住「姉に」み侍らずなりにき。國にも、いみじき、あたらずはもの、一人失ひつ。又、この過「常陸の」ちたるも、よき郎黨なれど、「かゝる過「常陸の」ちしたる者を、いかでか使はん」とて、國の内も追「常陸の」ひ拂はれぬ。「すべて、女の意「これ」くしきぞ」とて、館の内にも、置「常陸の」い給へらざりしかば、東の人になりて、まゝも、いまに戀「其姉を」ひ泣「浮舟の」き侍るは、罪深くこそ、見給ふれ。(後略)

新猿楽記

四郎君は、受領の郎等、刺史執鞭の図なり。五畿七道に届らざる所なく、六十余国に見ざる所なし。船に乗りては則ち風波の時を測り、馬に騎ては廻ち山野の道を達す。弓箭に拙からず、算筆に暗きことなし。境に入ては着府の作法、神拜・着座の儀式、治国良吏の支度、交替分付の沙汰、不与状の文、勘公文の条、等「勘」ぎ者「勘」はありといへども、更にこれに過ぎたる者はなし。これをもて凡そ庁の目代、もしくは済所・案主・健兒所・檢非違所・田所・出納所・調所・細工所・修理等もしくは御廐・小舎人所・膳所・政所の或は目代或は別当、いはむや檢田使・収納・交易・佃・臨時雜役等の使、

修理・御廐・小舎人
所・膳所・政所

望まざるに自ら懸け預るところなり。ただし民を弊さずして公事を済し、君損なくして自ら利あるの上手なり。よて万民の追従を得て、宅常に瞻ひ、諸国の土産を集めて、貯甚だ豊なり。所謂阿波絹・越前綿・美濃八丈へまた柿・常陸綾・紀伊国練・甲斐班布・石見紬・但馬紙・淡路墨・和泉櫛・播磨針・備中刀・伊予手筈へまた紙また簾また鱧・出雲筵・讃岐円座・上総鞆・武蔵鎧・能登釜・河内鍋へまた味噌・安芸樽・備後鉄・長門牛・陸奥駒へまた紙・信濃梨子・丹波栗・尾張炬・近江鮎・若狹椎子へまた餅・越後鮭へまた漆・備前海糠・周防鱈・伊勢鱈・隠岐鮑・山城茄子・大和瓜・丹後和布・飛騨餅・鎮西米等なり。かくのごとき贄菓子、輓々として踵を継ぎ、濟々として市を成すと云云。故に除目の朝には、親疎を云はず、先づ尋ね求めらるる者なり。

陸奥話記

(略)

数の年の間を経て、忽に朝の選に應へて、征伐将帥の任を専にす。拜きて陸奥守として、鎮守府將軍を兼ねて、頼良を討たしむ。天下素より才能を知りて、その採択に服へり。境に入りて任に着くの初めに、俄に天下大赦あり。頼良大に喜びて、名を改めて頼時と称けつへ太守の名に同じなるは禁むことあるが故なり。身を委せて帰き服ひぬ。境の内兩清にして、一任事なかりき。任終ふるの年、府の務を行はむがために、鎮守府に入りぬ。数十日経廻する間、頼時首を傾けて給仕し、駿き馬・金の宝

府
鎮守府

国府

の類、悉くに幕下に献り、兼ねて士卒に給ひつ。

しかるに国府に帰るの道、阿久利河の辺に、夜人ありて窃に語らばく、権守藤原朝臣説貞が子光貞・元貞等、野宿して人馬を殺し傷けられぬとまうせり。

(略)

ここに経清等怖りて自ら安むぜず。窃にその客に語りて曰く、前の車の覆るは後の車の鑑なり。韓彭誅せられて黥布寒心せり。今十郎すでに歿せりへ永衡字は伊具十郎なり。吾また何れの日か死なむことを知らず。これを為さむこと如何ぞといへり。客の曰く、公赤き心を露はして、將軍に事へむと欲すとも、將軍必ず公に意あらむ。しかし讒口いまだ開かざる前に、叛き走りて安大夫に従はむには。独り軍功を為す時、臍を噬ふとも何の益かあらむといへり。経清曰く、善しといへり。流べる言を構へて軍の中を驚かして曰く、頼時軽き騎を遣して間道より出でて、国府を攻めて將軍の妻子を取らむとす云々といへり。將軍の麾下内客、皆妻子は国府にありつ。多くのひと將軍を勧めて、国府を救はしめつ。將軍衆の勸によりて、自ら鋭き騎数千人を將て、日夕に馳り還りぬ。しかして気仙郡司金為時等を遣して頼時を攻めしむ。頼時舎弟の僧良昭等をも拒がしむ。為時頗る利ありといへども、後の援なきによりて、一たび戦ひて退きぬ。ここに経清等大軍の擾乱れたる間に属びて、私の兵八百余人を將て、頼時に走りぬ。

(略)

(本館 歴史研究部)